

令和元年美浦村告示第131号

令和元年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月11日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和元年12月10日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和元年美浦村議会第4回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	12月10日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	12月11日	水	○総務常任委員会(議案調査) ○厚生文教常任委員会(議案調査)
3	12月12日	木	○議案調査
4	12月13日	金	○議案調査
5	12月14日	土	○議案調査
6	12月15日	日	○議案調査
7	12月16日	月	○議案調査
8	12月17日	火	○議案調査
9	12月18日	水	○本会議 ・一般質問
10	12月19日	木	○議案調査
11	12月20日	金	○本会議 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

**令和元年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和元年12月10日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度美浦村一般会計補正予算(第3号))

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第3号 江戸崎地方衛生土木組合理約の変更について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第4号 工事請負変更契約の締結について

(大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事)

議案第5号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例

議案第6号 美浦村附属機関設置条例

議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第8号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村下水道条例等の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 令和元年度美浦村一般会計補正予算(第4号)

議案第12号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第15号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	山崎	幸子君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	小泉	嘉忠君
7番	塚本	光司君	8番	岡沢	清君
9番	飯田	洋司君	10番	林	昌子君

11番 小泉輝忠君

12番 沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	平野	芳弘君
保	健	吉田	正己君
経	済	山口	栄美君
教	育	木鉛	昌夫君
総	務	青野	克美君
企	画	菅野	眞照君
福	祉	吉原	克彦君
社	介		
護	課		
課	長		

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	岡澤	光一
書	務	木村	弘子
書	局	高松	良幸
	長		
	記		
	記		

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和元年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付いたしました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

それでは、令和元年度4回美浦村議会定例会にご挨拶を申し上げます。

令和元年も12月10日となり、朝夕の寒さは一段と身にしみる季節となってまいりました。議員各位におかれましては、村政に携わる議員活動の中、第4回美浦村議会定例会にご参集をいただき、ご苦勞さまでございます。師走の行事の多い中、各自ご自愛をいただき、村政発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

国際的に見ますと、日本と韓国とのGSOMIA軍事情報包括保護協定の問題は、11月23日に執行期限が、取り下げにより回避されました。結果、韓国のひとり相撲での国際社会をあおった感じがいたします。アメリカや中国の状況に一喜一憂しない、日本の安定的な国策をしっかりと国民に示し、安全安心の社会生活をするための施策を進めていただきたいものであります。

12月4日に中村 哲さんがアフガニスタンで銃撃され、死亡のニュースが報道されました。

医師でありながら、人道支援や不毛の土地に用水路を築き、「砂漠に緑を」の思いで農業の生産を足がかりにアフガニスタンの復興に取り組んだことは世界中から称賛をいただいているが、NGO「ペシャワール」の活動に、現地はもちろん、支援する国々の安全を担保する環境づくりが問われる課題でもあると考えております。

国内では、5月1日に——本年5月1日に新天皇が即位し、新たな令和元年のもと日本の新時代が幕開けをいたしました。11月14日、15日に皇居東御苑においての皇位継承に際し、外国からの要人を招き大嘗祭が行われました。日本の伝統的な継承の儀式を見る機会を得られたと思います。

国会においては、内閣を取り巻く「桜を見る会」が、質疑に対し、簡潔に説明できないような答弁に終始していることは、国民にさらなる不信感を与えることにもなりかねません。

国政で疑義を正せなければ、地方創生への期待すら危ぶまれます。国会での公正な審議を、地方は注視をしております。

茨城県では、11月5日につくば霞ヶ浦りんりんロードのナショナルサイクルルート指定祝賀会が県南生涯学習センターで行われました。霞ヶ浦沿線の自治体の関係者も出席し、大井川知事や国交省池田道路局長から、沿線自治体の活用も大切との要請もありました。知事はこれで茨城県の魅力度アップにつながると期待しているようであります。外国のサイクルファンと茨城県の180キロメートルの自転車道に導くために、沿線の市町村の役割が重要になってくるものと思われれます。美浦村も企画を出して、参加してまいりたいと思っております。

美浦村においては、10月3日に土浦市役所において8市町村による自治体クラウド協定書締結式を結ばせていただきました。県内では今のところ1番大きな組織であり、経費の削減に期待が持てると思います。

約1年間をかけた、小学校の統合に向けたあり方検討会より、9月に答申が示されました。

今後、建設に向けて土地や校舎の規模等、委員会を立ち上げて内容を詰めていきたいと思
います。

今定例会の提出案件は、諮問第1号で、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議
案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度美浦村一般会計補正予算
（第3号））についてが1件、議案第2号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任
についてが1件、議案第3号で、江戸崎地方衛生土木組規約の変更についてが1件、議
案第4号で、工事請負変更契約の締結についてが1件、議案第5号で、美浦村いじめ問題
対策連絡協議会等条例が1件、議案第6号で、美浦村付属機関設置条例が1件、議案第7
号で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例が1件、議案第8号で、美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例が1件、議
案第9号で、美浦村下水道条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で、美浦村公営
企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で、令和元年度美浦
村一般会計補正予算（第4号）が1件、議案第12号で、令和元年度美浦村国民健康保険特
別会計補正予算（第2号）が1件、議案第13号で、令和元年度美浦村農業集落排水事業特
別会計補正予算（第2号）が1件、議案第14号で、令和元年度美浦村公共下水道事業特別
会計補正予算（第3号）が1件、議案第15号で、令和元年度美浦村水道事業会計補正予算
（第2号）が1件の16案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といた
します。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

8番議員 岡 沢 清 君

9番議員 飯 田 洋 司 君

10番議員 林 昌 子 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から20日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、

日程第6 議案第3号 江戸崎地方衛生土木組合規約の変更についてまでの4議案を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号から議案第3号まで、一括してご説明を申し上げます。

まず初めに、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3名の方が法務大臣より委嘱を受け活動をされております。これまで委員の1人として人権にかかわる思想の啓発や相談に当たってこられました鈴木 登氏が、令和2年3月31日をもって任期満了となります。鈴木氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられまして、人権尊重・思想の普及高揚を図るべく、地域住民の方々の相談やイベント会場等での啓発活動、次世代を担う小中学生に人権感覚を身につけさせたいとの思いで行っている人権教室など、意欲的な活動をされてきたところでございます。これらの労を惜しまない活動を思いますとき、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦いたしたいと、ご提案申し上げるものでございます。

鈴木氏の経歴につきましては、平成16年より美浦村舟子に在住して、昭和52年に大学を卒業後、学校教諭として稲敷市立江戸崎小学校を初め、平成13年からは教頭として牛久市、利根町、河内町の小中学校に勤務され、平成27年3月に定年退職まで子供たちと向き合い、人権を尊重し、熱意を持って教育に尽力を注いでこられました。退職後は、今までの培った経験を生かし、美浦村のために貢献したいとの思いから地域活動にも意欲的に参加され、平成29年4月から人権擁護委員として委嘱され、活動をされております。

人柄を見ましても、見識が高く地域に精通し、人望も深く、温厚・温和で、人権尊重・思想の普及のため積極的に活動いただける人権擁護委員に適した人材であります。以上のことから、同氏を推薦いたしたく、ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

9月9日の台風15号の影響による災害応急対策、災害復旧等を速やかに行うための計上及び東日本大震災に伴う震災復興特別交付税の交付決定があったことにより、令和元年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により9月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき報告をするとともに、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、専決処分を行った令和元年度美浦村一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億8,987万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

消防費について申し上げます。

消防費の災害対策費では災害応急対策費で、台風15号の強風の影響により倒木等が多数発生したため、倒木等撤去作業委託料134万3,000円の計上をいたしております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。

公共公用施設災害復旧費では、公共学校施設災害復旧費5万円、公共施設災害復旧費104万4,000円をそれぞれ計上いたしております。この経費につきましても、台風15号の強風の影響により、学校施設及び役場等の公共施設に被害があったため、施設等修繕料を計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前のページにお戻りいただきたいと思います。

初めに、地方交付税について申し上げます。

震災復興特別交付税では、主に江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設整備費分として1億588万7,000円の交付決定がありましたので、増額補正を行っております。

次の繰入金金の基金繰入金金では、歳入予算の余剰分を戻し入れることといたしまして、減債基金繰入金金で3,000万円を減額し、補正後の繰入予算額を2,000万円といたしております。同様に、財政調整基金繰入金金では7,355万8,000円を減額し、補正後の歳入予算額を4,652万3,000円といたしております。

最後に、諸収入について申し上げます。

雑入では、台風15号で被災を受けた建物の災害等共済基金といたしまして、10万8,000円を計上いたしております。

以上、専決処分を行いました令和元年度美浦村一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

続きまして、議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村固定資産評価審査委員会の選任設置につきましては、地方税法第423条各項に規定されているところですが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員

の任期は3年となっております。

委員のうち、村崎友春氏につきましては12月21日をもって任期満了となりますが、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。村崎友春氏におかれましては、明朗にして堅実な人柄で、人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として、必ずご尽力くださるものと確信をしております。

なお、経歴につきましては、別紙資料をごらんくださいますようお願いいたします。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 江戸崎地方衛生土木組合格約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の次のページをお開きいただきたいと思います。

本案は、稲敷市及び美浦村で組織する江戸崎地方衛生土木組合の会計管理者について、組管理者の属する市村の会計管理者が兼ねることとしたいことから、組合格約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、諮問第1号から議案第3号について一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終了しました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と認め、答申することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度美浦村一般会計補正予算（第3号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決に入ります。
本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第3号 江戸崎地方衛生土木組合規約の変更についての質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事）から、日程第18 議案第15号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）までの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第4号から議案第15号まで、一括して説明を申し上げます。

初めに議案第4号 工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

今回の工事請負変更契約につきましては、7月の臨時議会でご承認いただきました原契約である「大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事」の変更契約でありますことから、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めらるるものでございます。

変更契約の主な内容でございますが、自転車置場、駐車場の排水設備及び既存校舎の防火シャッター改修工事の追加や、給食室のメンテナンス性向上等のため、地下ピットの変更工事等を行うことによるものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

まず、1の契約の目的は、大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事ですが、具体的な追加内容につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。

2の契約の方法につきましては、現在工事を施工中の事業者と随意契約により行うものでございます。

3の契約の金額は、変更前の原契約額2億4,840万円に今回の工事額を追加し、合わせて2億6,851万円となるものであります。なお、原契約は消費税率8%の金額でしたが、今回お願いしております工事請負変更契約額は、消費税率10%となるものでございます。

次に、4の契約の相手方でございますが、原契約であります大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事を請け負っている細谷・松浦特定建設工事共同企業体となります。

次のページをお願いいたします。

5の工期につきましては、当初の令和元年7月25日から令和2年3月19日までと変更はなく、6の予算の支出科目につきましても、原契約と同じく一般会計の小学校費及び保健体育費となっております。

続きまして、議案第5号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定につきまして

ご説明申し上げます。

次のページでございます。

本村では、これまでいじめ問題の対策について、教育委員会規則及び村規則により、「いじめ問題等連絡協議会」、「いじめ調査委員会」、「いじめ再調査委員会」をそれぞれ設置しておりました。この条例につきましては、ただいま申し上げました三つの規則をまとめて一つの条例にしようとするものでございまして、構成としましては、第1章を総則として、第2章で「いじめ問題対策連絡協議会」について、第3章で「いじめ調査委員会」について、第4章で「いじめ再調査委員会」について定めております。

なお、附則で、冒頭申し上げました三つの規則の廃止を規定しております。

続きまして、議案第6号 美浦村附属機関設置条例についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きいただきたいと思っております。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本村の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと思っております。

この条例を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されたこと等に伴い、関係条例において所要の改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第8号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開きいただきたいと思っております。

この条例は、美浦村独自の条例であり、村内に工場や事業所等を新設、増設または機械及び装置の増設を行った事業者で、新規の雇用状況や一定の投下固定資産額を満たす場合において、最長で5年間の奨励金を交付する等の優遇措置を行うことにより、本村における企業の立地を促進し、地域の産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的としております。

改正の内容ですが、附則第2項中「平成32年3月31日限り、効力を失う」となっているものを5年間延長し、新規に立地を検討する企業や、現在本村にある企業に対して魅力となる優遇制度を延長するものでございます。

続きまして、議案第9号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例及び議案第10号 美浦村公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、関連する議案となっておりますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の42ページから46ページになります。

この二つの議案は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を令和2年4月1日から地方公営企業法を適用するための条例改正となっております。

地方公営企業法の適用につきましては、平成26年8月に公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示され、平成27年1月に、総務省から人口3万人以上の市町村の公共下水道事業について、令和2年度までに公営企業会計の適用をするよう要請があり、本村では3万人未満ではありますが、令和2年4月1日からの適用に向け、平成29年度から公営企業会計への移行のための費用を予算化し、取り組んでおり、公営企業会計適用の準備が整いましたので、関連条例の改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第11号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書49ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ7,831万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ59億6,819万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、10月12日の台風19号及び10月25日の大雨の影響による災害対策、災害復旧等の経費の計上、また、本年度実績等を勘案した各事業費の増減調整及び緊急性を要する事業等につきまして計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託料について、53ページから54ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加及び変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

59ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費で、現在、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院の屋上部分が雨漏りし、建物の劣化が進行しております。

今後の利活用をする上で建物の保存は急務であるため、屋上防水塗装の維持補修工事1,544万3,000円を計上いたしております。なお、財源の一部につきましては、クラウドファンディングにより寄附金を募ることとしております。

続いて、農林水産費について申し上げます。

61ページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業振興費では、産地確立推進事業費で、台風15号により被害を受けた施設等の撤去、再建及び修繕等の補助金500万8,000円を計上いたしております。この補助金では、被害農家13件の被害額963万円に対して補助を行うもので、財源は県補助金として国・県費合わせて409万2,000円を計上いたしております。

続いて、商工費について申し上げます。

商工振興費の商工振興事業費では、本年度、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的とした、プレミアムつき商品券事業を実施しております。

そのため、当初予定しておりましたサポートクーポン券事業を中止としたことによる村商工振興対策協議会への補助金310万円の全額を減額補正いたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

災害対策費では、災害応急対策費で、台風19号及び10月25日の大雨の災害対応にかかわった職員の時間外勤務手当116万4,000円の増額補正をいたしております。

次の災害対策事業費につきましては、台風15号により被災された住宅の復旧に対する補助金200万円を計上いたしております。この補助金の財源につきましても、国・県の補助金を合わせて、160万円の歳入予算を計上しております。

続いて、教育費について申し上げます。

教育総務費の事務局費では、施設型給付事業費で、認定こども園の給付費につきまして、本年度の実績等を勘案し、予算の見直しを行い、不足額の調整を行っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

小学校費の教育振興費では、小学校教育振興事業費で小学校の社会科副読本作成業務委託料266万2,000円、また、小学校の学習指導要領改訂による教科書の採択替えに伴う図書購入費1,132万6,000円を、それぞれ計上いたしております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。

公共公用施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費では、台風19号及び10月25日の大雨の影響により、村道5カ所で法面崩落等があり、その災害復旧工事1,044万9,000円を計上いたしております。

最後に、公債費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

公債費では、平成20年度に借入れを行った臨時財政対策債の利率見直し及び平成30年度借入額の確定等により、元金償還費で66万5,000円の増額補正、利子償還費で287万9,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前に戻っていただきまして、57ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方特例交付金、国庫支出金及び県支出金等については、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました、台風及び大雨に伴う事業の財源となる補助金等及び子供のための教育・保育給付費の負担金等が主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、寄附金について申し上げます。

指定寄附金では、美浦村ふるさと応援寄附金でPRを強化したこと等により増収が見込まれるため、1,000万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

特別会計繰入金では、電気事業繰入金で、平成30年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計の繰出金として議決をいただいた3,447万円の計上をいたしております。

次の基金繰入金では、財政調整基金繰入金で今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして406万2,000円の増額補正を行い、12月補正後の繰入予算額を5,058万5,000円といたしております。

最後に、諸収入について申し上げます。

雑入では、茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金で、平成30年度の精算金1,068万4,000円がありましたので計上いたしております。

次に、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的とした茨城県町村会事業推進交付金300万円の交付がありましたので、300万円の予算の計上をいたしております。

以上、議案第11号の主な概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第12号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

70ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億937万9,000円を追加し、補正後の予算総額を19億3,936万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書により、歳出より説明を申し上げます。

76ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 総務費の第1項 総務管理費につきましては、歳入の国庫補助金の対象となる国保システム改修等業務委託料の増額補正と、国保連合会電算処理委託料及び自治体クラウドサービスにかかわる機器使用料の確定による減額補正で、12万1,000円の増額補正をするものでございます。

第2款 保険給付費等の第1項 療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費を推計し、増加が見込まれるため、6,536万円の増額補正を行うものです。

第2項 高額療養費につきましても同様に、一般被保険者高額療養費の増加が見込まれるため、4,387万円の増額補正を行うものであります。

第5款 保健事業費の第2項 特定健康診査等事業費につきましては、歳入の県支出金、保険給付費等交付金の交付額変更に伴い、財源振りかえをするものでございます。

第8款 諸支出金の第1項 償還金及び還付加算金につきましては、前年度に交付されました県支出金の保険給付費等交付金特別交付金のうち、保健事業費分精算額の確定に伴い、超過交付額返還金として2万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入関係についてご説明申し上げます。

議案書の75ページにお戻りいただきたいと思います。

第1款 国民健康保険税の第1項 国民健康保険税につきましては、退職被保険者が皆減し、収入額の減少が見込まれるため、63万8,000円の減額補正を行うものであります。

第4款 県支出金の第1項 県補助金につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金において、歳出、第2款 保険給付費の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の補正額と同額の1億923万円を増額補正するものでございます。また、特別交付金においては、特定健康診査負担金で平成30年度の不足額追加交付及び令和元年度の交付申請額により78万7,000円を増額補正するものでございます。

以上、議案第12号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第13号 令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、第1条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので契約期間が次年度以降になる委託料について、次ページの第1表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

以上、議案第13号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第14号 令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

79ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ3,127万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,233万7,000円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので契約期間が次年度以降になる委託料等について、82ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

79ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、第3条の地方債の補正では、83ページの第3表のとおり公共下水道整備事業費の増額補正に伴う財源としまして、公共下水道事業債を充てることといたしましたので、限度額の増額をお願いいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

87ページをお開きいただきたいと思います。

下水道費について申し上げます。

下水道管理費の一般管理費では、下水道事業費で平成30年度の消費税及び地方消費税が確定し、還付金が還付されましたので、この還付金を公共下水道整備事業基金へ積み立てることといたしましたので、積立金681万6,000円を増額補正をお願いいたしております。

次に、下水道事業費の公共下水道事業費では、公共下水道整備事業費で、国庫補助対象外の公共下水道工事費に不足が生じたので、2,445万4,000円を増額補正をお願いいた

しております。なお、財源につきましては、公共下水道事業債が1,870万円、残りの575万4,000円が公共下水道整備事業基金からの繰入金となっております。

続きまして、歳入予算についてでございますが、ただいま歳出予算の中でご説明いたしましたので、説明は省略をさせていただきたくと思います。

以上、議案第14号についてご説明申し上げました。

続きまして、議案第15号 令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

88ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる委託料について、債務負担行為の追加をお願いをしております。

以上、議案第15号についてご説明申し上げました。

説明途中でちょっと、読み間違いがありました。

議案第11号の一般会計補正予算において、公債費の元利償還費で66万5,000円と説明いたしましたが、正しくは65万5,000円です。

訂正いたします。よろしくお願いいたします。

以上、議案第4号から議案第15号について、一括してご説明申し上げました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には、続いての提案理由の説明大変お疲れさまでした。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時51分 散会

令和元年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

令和元年12月18日 開議

一般質問

松村 広志 議員
山崎 幸子 議員
飯田 洋司 議員
林 昌子 議員
塚本 光司 議員

1. 出席議員

1番	下村 宏君	2番	山崎 幸子君
3番	北出 攻君	4番	松村 広志君
5番	葉梨 公一君	6番	小泉 嘉忠君
7番	塚本 光司君	9番	飯田 洋司君
10番	林 昌子君	11番	小泉 輝忠君
12番	沼崎 光芳君		

1. 欠席議員

8番 岡沢 清君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中島 栄君
教 育 長	糸賀 正美君
総 務 部 長	平野 芳弘君
保 健 福 祉 部 長	吉田 正己君
経 済 建 設 部 長	山口 栄美君
教 育 次 長	木 鉛 昌夫君
総 務 課 長	青野 克美君
企 画 財 政 課 長	菅野 眞照君
福 祉 介 護 課 長	吉原 克彦君
健 康 増 進 課 長	藤田 良枝君
都 市 建 設 課 長	吉田 公一君
子 育 て 支 援 課 長	福田 浩子君

生涯学習課長	栗山和男君
幼稚園長	坂本千寿子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	岡澤光一
書記	木村弘子
書記	高松良幸

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

岡沢議員より通告がありました一般質問は、取り下げとなっております。

なお、きょうは美浦大学の生徒の皆さんが、午前と午後に分かれて傍聴に来ております。午前の部の皆さんには大変ご苦労さまです。

質問者、答弁者ともに、聞き取りやすいようしっかり発言をしてください。

それでは、令和元年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、SDGs（持続可能な開発目標）、誰も置き去りにされない社会の崇高な理念にのっとり、本村の災害対策についてお伺いいたします。

「変革せよ。変革を迫られる前に」これは、かのジャック・ウェルチの言葉である。

今、2030年に向けて、国連を中心に世界中が動き出しております。SDGsの持続可能な開発のための2030アジェンダ、「我々の世界を変える行動の呼びかけ」の結びには、「人類と地球の未来は我々の手の中にある。そしてまた、それは未来の世代にたいまつを受け渡す、今日の若い世代の手の中にもある。持続可能な開発の道を我々は記した。道のが成功し、その収穫が後戻りしないことを確かなものにするには、我々全てのために

なる」とあります。

その中、目標13では、世界中に起きている気候変動への取り組みが示されております。その一部をご紹介します。

13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

13.2気候変動対策を、国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

13.3気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

さきの台風15号、19号、さらに21号による豪雨では、県内外にわたり甚大な被害をもたらしました。政府の発表では、これらの豪雨による死者・行方不明者は100人以上。また、河川の氾濫については、約140カ所で堤防が決壊。建物の被害も、判明分だけで約8万7,000棟を数える。

特に台風19号では、過去最大の24時間降水量を観測した地点が103カ所にも上る。最大の雨量は、1000年に一度レベルとされ、2015年の水防法の改正での数十年から100年に一度のレベルの旧基準にかわるものとなり、ますます大規模水害が多発する今日、速やかな改定が求められております。

専門家いわく、過去の災害データや経験は通用しなくなっている。「自治体がマップ作成を進め、住民にリスクを自覚してもらうことが急務」と指摘。

これらを踏まえ、本村での現ハザードマップの作成の経緯・根拠・改訂見直しについて伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） おはようございます。

それでは、松村議員のご質問にお答えいたします。

現在のハザードマップの作成の経緯・根拠・見直し等というご質問でございます。

洪水ハザードマップは、国土交通省及び茨城県から提供されました、洪水浸水想定区域及び想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項などを記載したものです。村の洪水ハザードマップは、水防法第15条第3項に基づき、平成18年度に作成し、提供しています。

土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）と言いますけれども——に基づき、茨城県が指定する土砂災害警戒区域を掲載したマップです。村では、浸水想定区域図を含め、記載した土砂災害ハザードマップを平成23年度に作成し、提供しています。

洪水ハザードマップについては、平成27年度の水防法改正により洪水浸水想定区域の拡充がされたため、それを踏まえたハザードマップの改訂を、今年度行っていきます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

ご対応よろしく願いいたします。

続けて、本村のタイムラインについて伺います。

タイムラインとは、時間軸や時間の流れを意味する英語です。防災関係機関が災害の発生を前提に、起こり得る状況を想定して、いつ、どのような防災行動を、どの主体が行うかを時系列に整理し、まとめた防災計画のことです。事前防災計画、防災行動計画とも言われますが、マイ・タイムラインの作成について伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

災害が起こった際、慌てることのないよう、避難に備えた行動を、一人ひとりがあらかじめ決めておくというマイ・タイムラインの作成は、自助の観点からも重要視されています。本村としても、タイムラインとはどのようなものなのかをお知らせしながら、他の自治体の例を見ると、タイムラインの作成ガイドをホームページに掲載しているところもありますので、そのようなところも研究し、広報活動を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 国土交通省は2015年9月の関東・東北豪雨で、氾濫危険情報を発表された市町村について、タイムライン策定済みだった18市町村のうち、実際に避難勧告や避難指示を発令したのは13市町村（72%）、未策定27市町村では、実際に避難勧告を発令したのが9市町村（33%）にとどまり、発令率の比較から、タイムラインが市町村の確実な避難呼びかけにつながったとしています。本村のタイムライン作成とあわせて対応よろしく願いいたします。

さきの台風豪雨により、本村でも避難所を開設し対応がなされたが、その後、幾つかの課題が指摘されております。今後の避難対応の充実に向けた本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

ことし台風15号時では、みほふれ愛プラザを自主避難先として開設し、避難者は2名でした。

台風19号時では、みほふれ愛プラザに20世帯42名、続けて開設した美浦村中央公民館には6世帯19名、合計61名の住民の方が避難されました。

10月25日大雨時においては、みほふれ愛プラザに9世帯26名の方が避難されました。

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、みずからの判断で避難行動をとる方針が示され、この方針に従って、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくするよう、5段階の警戒でレベルを明記して、防災情報が提供さ

れることとなりました。報道でも、「これまでに経験したことのない」などの表現もあり、みずから被害を防ぐため、住民の関心も高くなってきています。

ことし台風15号、19号、10月25日の大雨については、気象庁の情報により、雲の動きや最大の風力や雨量などを考慮して、住民が行動できるタイミングを見ながら避難所を準備し、避難情報を発令しました。

今回の避難所の開設は、村の中心に位置していることから、また、大雨の場合は大谷・信太地区の水路の氾濫が多いことから、みほふれ愛プラザとしました。みほふれ愛プラザには、現在、毛布25枚程度、マット35枚程度、飲料用保存水500ミリリットルが48本を配備しています。村の防災倉庫は、役場、中央公民館、安中小学校、木原小学校、大谷小学校の計5カ所に設置され、保管されている主な備蓄品は、飲食料（ミネラルウォーター、アルファ米、味噌汁等）、毛布（200枚）、マスク（1,500個）、手袋（300双）、オムツ（大人用・小児用各200枚）、袋型の簡易トイレ（1,500回分）、トイレットペーパー（180巻）、ティッシュ（100箱）、生理用品（300枚）、ブルーシート（300枚）、ガスコンロ（6台）、飲料水袋（1,000袋）、投光機（4台）、可搬型非常用発電機（6台）などを備えています。

避難所の課題としては、「避難者が横になって休む時のマット等の準備」、「ペットの扱い」、「乳幼児が避難してきた際の食事の対応」、「避難所が停電した際の非常用機器の充実」などが挙げられます。

また、最近の災害状況や防災意識の向上により避難者も多くなっていることから、避難所運営にあたる職員の体制強化も考える必要があると考えられます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

近年、大規模災害に伴い、BCP（業務継続計画）という用語を耳にする機会が多くなりました。このBCPとは、大規模災害が発生した際など、県や市町村など、行政そのものが被災した場合、どこに代替庁舎などを設置し、限られたリソース（資源）や環境の中で、どの業務を優先すべきかなどを決めることです。非常事態の中、いかに災害時での必要業務をとめずに維持できるか。これを災害が発生する前から考えておくのがBCPであります。いざ災害が発生した際、とりあえず目の前の課題だけを場当たりに処理していくのでは、対処の順位を見誤り、取り返しのつかない事態を招く可能性があります。本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

業務継続計画における重要6要素は、「首長不在時の代行順位」「代替庁舎の特定」「非常用発電機及び燃料、水並びに食料等の確保」「多様な通信手段」「バックアップすべき重要な行政データ」「非常時優先業務の特定」と言われています。

美浦村地域防災計画では、第1節 初動対応、職員の動員・配備の中で「村長不在時の代行順位」、組織・運営の中で「本部設置の場所」、情報ネットワークや上下水道の中で「非常用発電装置の確保」、第2節 情報連絡体制の中で「通信手段の確保」を記載しています。また、業務システムのクラウド化により「データのバックアップ」を強化しています。今後も、防災計画を基本とし、業務が滞ることがないように考えていきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

B C Pについては、災害を想定して防災訓練などから改善していくことが望ましいと考えます。さらに、P D C Aを回して改善を加えながら、万が一に備え日ごろからの対策につなげていただけるよう、よろしく願いいたします。

さらに補足として、事前計画についても作成が必要と考えます。これは災害が発生した際に、近隣の地方自治体などを中心に、必要な物資や人員をどう養成するかを決めておく計画です。よろしく願いいたします。

書籍「日本水没」の冒頭では、「止まらぬ地球温暖化による殺人級大雨と地震が誘発する津波、土砂崩れなどの複合災害が日本列島を襲う」と警鐘しており、さらに、著者の河田教授は「想定外という言葉は禁句にしなければならないという合意が社会にできてきた」つまり、起こることを前提に、最悪のシナリオや過酷事象対策を進めようとするものとして、「縮災」英語でディザスター・レジリエンスを防災・減災の先縮災理論として提案されています。ご参考までに触れさせていただきました。

続いて、本村での防災士の育成について伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

把握している範囲で、現在、本村には防災士は6名おり、新たに防災士になる方に対しては、美浦村防災士研修費等補助金交付事業で支援する体制をとっております。

今後に関しても、防災士研修の広報と、防災士の方にも、地域で活用できるような働きかけをしていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

災害対策の質問の最後に、世界的教育者の箴言をご紹介します。

「本来、人間の英知は、自然との調和なくしては、生きることも、幸福を得ることもできないことを知っていた。人間を、自然に超越するものと思い、目先の欲望に迷って破壊と汚染を進めてしまったのは、自然への反逆であるとともに、人間自身への反逆でもあった」

続いて、次の質問に移ります。

本村の健康・福祉の増進について質問いたします。

SDGs目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」において、そのキーワードとしてUHC（ユニバーサル・ヘルス・カレッジ）があります。これは、すべての人が適切な健康増進・予防・治療・機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられるということです。

この、あらゆる年齢の全ての人の健康な生活を確保し、福祉を推進することの一助として、フレイル予防などの介護や自立支援、重労働などの負担軽減に向けた支援型ロボットスーツが注目されております。超高齢化社会に伴う、国内で生じるさまざまな労働環境（医療・介護・その他重労働など）改善にもつながると思われま。

ロボットスーツについて本村の認識を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） おはようございます。

松村議員のご質問にお答えいたします。

高齢者に発生しやすいフレイルとは、健常な状態から要介護状態になるまでの中間の段階のことで、適切に予防すれば、日ごろの生活に支援が必要な要介護状態に進まずに済む可能性があると言われております。

フレイル状態に陥る原因としましては、「動くことが少なくなる」「日常管理が必要な糖尿病や関節炎などの慢性疾患にかかる」など、加齢に伴うさまざまな心身の変化と、社会的、環境的な要因が重なり合うことにより起こると言われております。

人は年を取るとだんだんに体の力が弱くなり、病気にならないまでも、手助けや介護が必要となってまいります。このような中、ロボットスーツはリハビリや介護現場での介護従事者の軽減負担に寄与するものとして、最近注目をされてきております。ロボットスーツは、身体機能を改善・補助・拡張・再生することができるロボットでございます。

ロボットスーツには、医師の指導のもと神経難病等の治療に使用される医療用タイプのものと、リハビリを行う病院などで使用される自立支援用タイプのもののほか、理学療法士などが指導のもと、腰や肘、膝、足首などに装着してトレーニングを行うものがございます。

腰タイプの場合は、医療や福祉分野の動作支援、工場での重作業支援、災害現場でのレスキュー活動支援など、幅広い応用が期待されております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 続けて、ロボットスーツについて、本村での導入の検討をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村におきましては、村営の病院等がないことから、ロボットスーツの導入についての検討は行っておりません。また、介護施設事業所等からのロボットスーツ導入についてのご相談を受けた場合には、国・県等の補助制度がございますので、これらの紹介を行ってまいりたいと思います。

茨城県におきましては、「ロボット介護機器普及支援事業」を行っておりまして、介護従事者の負担軽減や雇用環境の改善を図るために、ロボット介護機器を導入する介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所等に対して、補助が受けられる制度がございます。

同様に、国におきましても、介護事業主が介護労働者の身体的負担を軽減するために、介護福祉機器を導入し労働環境の改善が見られた場合や、従業員の離職率の低下が図られた場合に、機器の導入に対して助成が受けられる制度がございます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

今後、さまざまなロボットの働きが、私たちの健康増進、予防や治療、機能回復になくってはならない存在になっていくことと思います。これら有効な機能が、村民のさらなる健康長寿への一助となれるよう、ご支援の取り組みをよろしくお願いいたします。

以上、SDG sの理念をもとに質問をさせていただきました。

去る11月に行われた朝日新聞社主催のフォーラム、SDG sの第一人者で、ジェフリー・サックス教授が基調講演を行いました。2030年の達成に向け、日本に大きな期待を寄せられております。その講演の後、政府代表者からは、「SDG sの「誰一人取り残さない」という考え方は、人間の安全保障そのもの」「日本はSDG s推進をリードしていく責任がある」「来年度から教育現場でも本格的にSDG sが教えられるようになる」「推進のさまざまな動きを歓迎するとともに、必要な部分について全力で後押しをしていく」と語られておりました。

閑話となりますが、先日帰国したノーベル化学賞受賞の吉野氏は、英国の——イギリスの科学者、ファラデーの著書「ロウソクの科学」が自身の化学への興味のきっかけだったと述べておりました。その本の締めくくりでは、全ての行動において、人類に対する皆さんの義務の遂行において、皆さんの行動を正しく有益なものにすることによって、ロウソクのように世界を照らしてください、とありました。

持続可能な開発SDG sの質問の最後に、箴言二つご紹介いたします。

「地球の運命がひとつになった時代に求められる人間像こそ、開かれた心で、人類益のために行動する世界市民である。グローバル社会には人間のグローバル化、民衆のグローバル化、心のグローバル化が必須条件である」もう一つは、「汝須く一身の安堵を思わば先ず四表の静謐を禱らん者か」趣意は、あなたが自身の生活や一家の安泰と平和を願うなら、まず、世界の安寧を祈るべきである。

以上、大変にありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 2番議員、山崎でございます。

通告に従い質問いたします。

まず初めに、生涯学習にかかわる施設改修の方向性について伺います。

美浦村の生涯学習施設である中央公民館、光と風の丘公園、木原多目的集会施設、農林漁業者トレーニングセンター、安中地区多目的研修集会施設の改修状況についてお伺いいたします。

人生100年時代といわれる中、村民にとって、生涯学習をさらに推進していく上で、中央公民館をはじめとする生涯学習にかかわる施設は重要で大切な村の財産であると考えます。これらの施設は、子供から高齢者まで多くの村民が利用することから、施設の安全の確保はもとより、施設の快適な利用環境を提供することが大切であると考えます。

これらの施設は、建設から数十年を経過し、村としても厳しい財政状況の中、村民が快適に利用できるよう、必要に応じ改修を行っていると思っておりますが、各施設の改修状況をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

生涯学習にかかわる施設の改修状況についてお尋ねをいただきました。

生涯学習施設といたしまして、木原地区多目的集会施設、農林漁業者トレーニングセンター、安中地区多目的研修集会施設、中央公民館、光と風の丘公園について、入札に係る工事を対象といたしまして、施設の改修状況をお答えいたします。

まず、平成26年度に、農林漁業者トレーニングセンターのトイレ改修工事を行っております。

また、平成28年度には木原地区多目的集会施設トイレ改修工事及び安中地区多目的研修集会施設トイレ改修工事を行っております。

三つの施設とも、老朽化したトイレの改修といたしまして、洗浄機つき大便器への交換と小便器・手洗い器の交換、壁と床の張りかえを行っております。

また、光と風の丘公園の子ども広場遊具更新工事、下水道接続工事、テニスコート人工芝改修工事を行っております。

次に、平成29年度にも、光と風の丘公園の子ども広場遊具更新工事とテニスコート人工芝改修工事を行っております。

次に、平成30年度には村民運動公園の防球ネット設置工事を行い、光と風の丘公園では子ども広場遊具更新工事とテニスコート人工芝改修工事を引き続き実施し、街路灯設置工事とテニスコート照明工事、トイレ改修工事を行っております。

令和元年度には光と風の丘公園のロッジハウス改修工事、それと中央公民館正面玄関前のポーチ修繕工事を行っております。

以上、生涯学習施設にかかわる施設の改修状況についての答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

詳しくご説明いただき、ありがとうございます。

生涯学習施設の中でも中央公民館は、春には文化協会による春の発表会、秋には産業文化・スポーツフェスティバルの中核施設として使用されるほか、敬老会、成人式、みほ文化講座、子どもまつり、そして、中学生を対象として週2回開催している地域未来塾の学びの場としてなど、村の高齢者から子供たちまで幅広い年齢層に利用されている、生涯学習の拠点である。重要な施設であると考えています。

特に中央公民館の駐車場については、見づらくなっていた駐車スペースのラインを引き直していただき、駐車がしやすくなり、利便性が向上したと思います。

一方、先ほどの答弁で木原多目的集会施設、農林漁業者トレーニングセンター、安中地区多目的研修集会施設、光と風の丘公園のトイレが洋式に改修され、快適な環境を提供しているとのことでしたが、このような中、私が耳にするのが中央公民館のトイレについての要望です。中央公民館のトイレは、女性用に関して言えば、全12個のうち和式が7個、洋式が5個で、そのうちウォシュレットがついているものはゼロでした。洋式のトイレが主流となっている中で、現在の中央公民館のトイレは、決して快適なものであるとは言えないと思います。

写真をごらんください。

最初の写真は、木原多目的集会施設、そして、安中地区多目的集会施設のトイレの写真で、とても快適なものとなっています。

次の写真は、中央公民館のトイレの写真です。

洋式のほうでも、便座に暖房機能がついていないため、座ったときに冷たくて心臓にもよくないと思います。しかも、便座もずれているというような状況で、決して快適なものであると言えないと思います。木原多目的集会施設、農林漁業者トレーニングセンター、安中地区多目的研修集会施設、光と風の丘公園などのトイレが既に改修され、洋式の快適なトイレが整備されている状況を見れば、幅広い年齢層の方々が利用し、利用者数も多い中央公民館のトイレについても改修を行い、村民誰もが快適に中央公民館を利用できる環境を整備することが大切であると考えます。

そこで、中央公民館のトイレをはじめとする施設改修の方向性について、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館のトイレをはじめとする、同施設の改修の方向性について、お尋ねをいただ

きました。

議員ご指摘のとおり、中央公民館は子供たちから高齢者まで幅広い年齢層に利用され、利用者も多い生涯学習の拠点となる施設であります。

農林漁業者トレーニングセンターなどの生涯学習関連施設のトイレにつきましては、先に答弁いたしましたとおり、既に改修が実施され、快適に利用いただいております。

一方、中央公民館につきましては、トイレの改修はまだ実施しておりませんことから、利用者の方々にとりまして快適とは言いがたい状況にあるものと存じます。このため、村民の皆様快適に公民館を利用いただくため、トイレの改修を実施してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、中央公民館は生涯学習を推進する上で大変重要な施設でありますので、改修の必要が生じた場合には速やかに改修に努めることとし、同施設が村民の皆様快適に利用いただけるよう、利用環境の改善に取り組んでまいります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

公民館を利用する人全てが快適に施設を利用することができるようになることを切望し、次の質問に移らせていただきます。

次の質問としまして、高橋川の浸水対策について質問いたします。

ことし10月25日に発生した豪雨は、茨城県内に大きな被害をもたらしました。茨城県内では11月11日現在で、建物被害のうち住家の半壊2棟、床上浸水14棟、床下浸水173棟の被害が報告されており、農業被害額は約1億5,400万円に上るとのことです。

このような中、美浦村では、住家の床上浸水2棟、床下浸水23棟の被害が発生しました。

そこで、村では10月25日の豪雨に際して、どのような対応を行ったのかをお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

10月25日に発生した豪雨では、村内に数カ所で冠水被害があり、高橋川周辺を中心に多数の住宅で浸水被害をもたらしました。住宅の被害状況では、村が把握している範囲で、床上浸水2件、床下浸水が27件ありました。村では、浸水被害があったと想定される住民を中心に、被害状況の確認並びに家屋消毒の周知を10月26日に行い、希望者を取りまとめ、11月9日、10日の2日間にわたり建物基礎の周囲・建物床下内部の消毒を実施しました。

また、災害見舞金の支給について、該当する世帯に対して書面においてお知らせをし、現在申請を受け付けているところです。

なお、12月5日現在までの申請件数は13件となっています。

災害当日の対応を時系列で申し上げますと、

10月25日

・10時10分 大雨警報（土砂災害）、洪水警報発表

- ・ 12時40分 大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報発表
- ・ 13時00分 美浦村災害対策本部設置
土砂災害警戒区域及び浸水害の恐れのある区域（受領、土浦、大山、大谷、信太、牛込、馬掛地区の一部）、これに対し、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令 みほふれ愛プラザを自主避難所として開設、9世帯、男8名、女18名、合計26名が避難されました。
被害状況は、道路冠水10カ所（本橋、土屋、興津、信太、牛込、大谷、谷中、木原、間野等）でございます。土砂災害が8カ所、これは村内全域でございます。非住家（一部損壊）が2件確認されました。
- ・ 18時00分 国道125号線（トレセン入り口交差点～姥神交差点の区間）が通行止め、23時05分復旧
- ・ 19時20分 土砂災害警戒情報解除

10月26日

- ・ 00時00分 避難準備・高齢者等避難開始情報解除避難所（みほふれ愛プラザ）閉鎖
- ・ 00時15分 大雨警報（土砂災害）、洪水警報解除
- ・ 05時30分 都市建設課にて、被害状況確認及び対応を開始
- ・ 07時30分 総務課及び生活環境課において、家屋浸水被害等確認を開始
- ・ 12時00分 美浦村災害対策本部解散

以上が対応状況になります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 詳しくご答弁ありがとうございました。

洪水警報が発表され、避難所が開設されても、住民の中にはペットがいるため避難所への避難はできないという話を聞きました。

ペットがいる場合、本村としてはどのような対応を行うのかをお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

台風15号の際に、避難所にペットを同伴できるかとの問い合わせがありました。

村では他の避難者もいることや、ふれ愛プラザが通常は幼児も利用する施設であることから、ペットを施設内に同伴するのではなく、ペットを入れるゲージがあれば自家用車の車内においていただくか、ゲージがなければペットは役場の倉庫内に避難させることとしました。今回は、ペット同伴の避難者は実際にはいませんでした。

防災計画では、「避難所の建物内へはペットの持ち込みを禁止し、避難所の開設時にその旨避難者に周知する」となっています。避難生活が長期化し、ペット問題が生じる場合を考慮し、検討を進めていきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

前回の避難所開設の際、避難所となっている中央公民館と、みほふれ愛プラザが停電となりましたが、今後、避難所の停電時の対策としては、どのような対策を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

台風19号では、ふれ愛プラザへの避難者が多くなったので、1階だけでなく2階のわんぱくルームと中央公民館の2階の和室も避難場所としました。ふれ愛プラザと中央公民館は夜中に一時停電となりました。両施設とも非常用の照明器具が設置されているので、停電と同時に施設内が真っ暗になることはなかったのですが、トイレには非常灯がなく、懐中電灯等で対応しました。また、トイレの際にはエレベーターが使用できなくなるので、2階にいる方々への配慮が必要となりました。

今後、このような経験を生かし、災害の状況により照明器具の配備や停電の時間が長時間になるような場合は、可搬型非常用発電機の使用、また、避難者の状況を確認しながら誘導していきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

停電が長時間になったときには、可動型の発電機ですか、それを入れるような検討もしてくださるっていう、それとトイレには非常灯がついていないっていうことなので、ぜひともそれは、トイレのところにも非常灯をつけるようなこともお願いいたします。

平成25年10月の台風26号による浸水被害は、数十年に一度の被害と言われていましたが、地球温暖化の影響によるものなのか定かではありませんが、これまでとは気候が明らかに変わってきているのを感じずにはいられません。今後も、同様の被害が高橋川で発生する可能性があると考えます。大雨のたびに浸水の被害を心配する住民の声は、切実なものがあります。

そこで、高橋川の浸水対策については、以前にも何度か質問させていただきましたが、今回の豪雨による高橋川の被害を受けて、村として今後、高橋川の浸水についてどのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

高橋川の被害につきましては、平成25年12月の台風26号によりもたらされた被害により、美浦村地内において床上浸水7戸、床下浸水25戸、合わせて32戸の家屋が被害を受けました。

当該被害を発生した地域につきましては、稲敷市と境界を接する地域であり、国道125号を越えて稲敷市内においても床上・床下浸水の被害が発生しましたことから、稲敷市と

協力しながら水害を防ぐための対策を進めていくこととし、一般社団法人茨城県建設技術公社に水害対策調査整備計画業務を委託し、検討を行ってまいりました。

この中で、国道125号より上流部の高橋川を拡幅する機能強化対策（案）、水害被害地域をコンクリート構造物で囲み、外部からの水の進入を防ぐ輪中対策（案）、被害家屋のかさ上げに要する費用の一部を助成する（案）等の対策が示されたことから、これらの検討を重ねるとともに、現在、茨城県竜ヶ崎工事事務所により、国道125号バイパス整備が進められておりますことから、同工事とあわせて水害を防ぐ対策の検討について、同事務所にも協力をお願いし、取り組んできたところでありましたが、今般、再び高橋川周辺地域において水害が発生してしまいました。

本年は、全国的に甚大な被害をもたらした災害が多発しており、特に台風15号、19号、21号によりまして、隣県の千葉県、そして、茨城県においても多くの被害が発生いたしました。本年度以降におきましても、いつ再び災害に見舞われるかわからないことから、関係各所及び稲敷市と協力体制を一層強化してまいりたいと思います。

また、本年度以降に美浦村、稲敷市から職員を選び、さらに外部から災害対策に関する知識、経験等を有する人材を確保いたしまして、専門的に取り組むチームを組織して、高橋川の水害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

村民みんなが安心して暮らせるような美浦村になることを切望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時15分に再開をいたします。

よろしく願いをいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、飯田洋司君の一问一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 9番、飯田です。

通告書に従い質問します。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず初めにですね、以前から何度も質問しておりますけれども、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用について、昭和28年、村が取得した――

〔「平成28年」と呼ぶ者あり〕

○9番（飯田洋司君） 平成28年に村が取得した東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地（鹿島海軍航空隊跡地）について、地域住民や専門家の意見を聴取し取りまとめているが、これらを生かした今後の村の方針を伺いたいと思いますので、ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

議員から指摘がありました「東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地」内覧会に伴う跡地活用の報告書（平成31年3月）に策定しましたけれども、これについては村ホームページで公開されております。昨年、平成30年度事業として専門家を対象とした内覧会を実施するとともに、あわせて希望者に対しての一般公開も行い、ご意見をいただきました。

取りまとめの結果としては、当該土地の来歴を含め不明な点が多く、費用をかけても調査や資料収集を行う必要が指摘されるとともに、現在残されている遺構（戦争史跡）については、貴重なものが多く、保存を行うべきであるとの意見が出ました。

10日の全員協議会でも説明させていただきましたが、村としては、遺跡を撤去するだけでも莫大な費用がかかるということも踏まえて、一部の遺跡の利活用も考慮しつつ、残りの広大な村有地を活用し、あわせて地域の活性化を図れればと考えております。

また、村単独での利活用だけではなく、国の交付金を活用しつつ、民間の資金・経験を取り入れることも考えながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、飯田議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

平成28年度に国より払い下げ取得した土地ですけれども、平成29年にコンサル調査結果報告、平成30年住民ニーズ調査報告、平成31年に跡地活用報告書と、村も慎重に調査していることは認めます。

取得より3年の時間が過ぎました。これまで、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地について過去にも何度も質問してまいりました。がんとして、具体的な計画または案というのが答弁いただけませんでした。私なりに村ホームページなどを拝見し、平成29年度のコンサル会社からの報告は、自分に宿題を出されたようで、迷路に迷った感があります。現在も本当にどうしたらいいのか、大変悩んでおります。

しかし、今後も維持費はかかります。今までもかかりましたけれども、このまま放置はしておけませんので、村として具体的な計画がありましたらお伺いします。答弁をよろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、遺構、遺跡については、全面的な撤去や保存とした場合、相当な経費がかかると思われます。役場内部では一部の遺跡の利活用を考慮しつつ、つく

ば霞ヶ浦りんりんロードの沿線でもあることから、休憩施設などの利用を検討しています。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

つくば霞ヶ浦りんりんロードに対しては、国も本年度指定し、県もこの事業、つくば霞ヶ浦りんりんロードについて期待をしております。中間地点の大山スロープ休憩拠点構想は、村も県・国交省に要望していただき、実現に努力していただきたいと思います。

しかし、答弁の中で「役場内部では、一部の遺跡の利活用も考慮しつつ」と答弁されましたが、さきの利活用も考慮しつつとは、具体的にどういうものなのかお伺いしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えします。

先ほども申し上げましたけれども、一部の利活用というところは現在建物がありますので、今、映画の撮影等いろいろ使っているところもございます。

そういうところも考慮しまして、使えるものは多少使っていきたいと、ただ、全面的に残すかどうかについては今後検討をしていかなければならないところもあると思いますが、現在ではあるものを活用して——例えば、お客さんを呼べるものについては、そういうことに活用していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 先ほど総務部長、答弁されましたけれども、全協の中でいろいろな資料を拝見させてもらいました。そして、いろいろな資料を参考にして答弁したと思うのですが、具体的な例が挙がっておりますので、その具体的なものについてご答弁できればご答弁していただきたい。

まず第1に、庁舎のほうの屋根だけの防水工事、これについて明確な答弁をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 飯田議員のですね、本部の防水という話が出てきました。やはりね、鹿島海軍航空隊というのは、鹿島の名前を使って安中（大山）にあります。ほぼ同年ぐらいのところで作り上げた、「サクラ花」という映画にもなりました、筑波海軍航空隊——これが笠間市にあります。今は笠間市に入りましたけれども、岩間地区ですね。ここは、建物をちょっとね、放置したままではなく、外装したり——大体見たら、私も写真を撮ってきたりなんかをしているんですが、立派な建物で強固につくられておりました。笠間にある筑波海軍航空隊は、美浦から見ると大分、史跡としては、美浦の方が大事な部分がたくさんあります。残っているのはね、庁舎本部と建物ももう一個くらい残っているんですが、横型のボイラー、二つあります。それから、煙突もあるんですが、施設は、向

こうには——笠間のほうにはなかった。ですから、そういうことを踏まえて、近代史跡として、あれをどうするか。かなり価値とすれば、戦争が起こった部分を全部きれいに、そこをですね、後世に伝える、これは平和をこれからの子供たちに学ばせるためにも、かつ必要な史跡ではないかというふうには思っております。

ですから、そこから生まれる金、金をあげなくちゃだめだという考えだけではなくですね、起きてしまったこの事実は、これは誰も消すわけにはいかないもので、戦争で300万人近く日本で亡くなられておりますけども、美浦からも二百七、八十人の方が戦死されております。議員の皆さんもこの前ね、慰霊祭をやったときに参加していただいたので、その数字的なものはご理解いただけるかなというふうに思います。

一番日本の中で残されているのは、広島原爆ドームがそのままの姿をずっと維持して、いろんな世界から来る人にも戦争の悲惨さ、これはもう起こしてはならない。

そういう思いをあつた建物から発信することもできているのではないのかなというふうに思います。

笠間のね、筑波海軍航空隊は記念館として残されております。

ただ美浦は、記念館として残すかどうか、これはまだ決めてはないんですけども、将来に向かって、これから世の中に出て行く子供たちにそういう学習を——起こしてはならない。

でも、何にもなくなってしまったんでは、見る影もないんですね。ですから、笠間にある施設よりは、はるかに美浦の方が、いろんな面で学習できる面は残されているのではないのかなというふうに思っております。

ぜひこれは、お金もかかりますけども、いろんな使い方、これをね、コンサルも含めて、お願いしてきましたけれども、これが一番いい案というのはまだ出ていない。

そこでね、議員おっしゃるように、つくば霞ヶ浦ナショナルサイクリングロードが認定されました。これは茨城県も力を入れております。なぜ力を入れているかっていうと、180キロもあるサイクリングコースは日本でもないんです。

ナショナル——要するに、国際的なサイクリングロードとして力を入れているんで、この前、土浦の県立生涯学習の方のところで認定式がありましたけれども、知事も、これで幾らか魅力度が47番目から上がるといいなというふうな期待を持っていました。当然、沿線であります、ここ美浦村もですね、土浦から来ると約20キロメートル、ちょうど自転車で1時間ぐらいのところに、大山の部分はあるのかなというふうに思いました。

国土交通省からは、道路局長がお祝いに来賓としてみえました。そこで、県のほうの土木部と美浦村が休憩地点として計画を立てて、施設を使うんじゃないで、あの場所あたりで村が、ある程度土地も、村所有のものがあるんで、そういうものを模索して、日本人のみならず、土浦の駅に来れば、自転車でサイクリングで一周できますよ、というような構想を描きましょうという話を、その道路局長と知事がいるところでお話をさせていただきました。

まだ、形にも、構想にも至っておりませんが、これを県のほうと、休憩所としての魅力を——出したものを国土交通省に出せば、サイクリストの部分で国土交通省も応援はできます、というお話はいただきましたけれども、まだ実際には村としても、検討しても行動はしておりません。

これからは、担当課のほうで県の方と折衝しまして、進めていけばいい案がその中でできる。そして、国土交通省の方からも、ある程度、拠点としての補助もつけられるような、魅力あるものをつくって持っていければというふうに考えております。そして、その建物もですね、そういうふうに壊さないで、あれも見てもらうというようなことができるかどうか。そこも、これから視野に入れていきたい。

村としてなかなか難しいということであれば、民間の力もお借りして、そういうところもですね、11月に、実は担当課と千葉県の方のほうのところを見てきましたけれども、来年1月になったら、ぜひ、風光明媚な大山先を見させていただきたいというような要望も来ております。それが、民間の力が入ってどのように変わるか。そこは、魅力あるものにできるかな。

それを、3年はもうたちましたけれども、先やることからまず、何でもいいからやろうじゃなくて、そこを魅力あるものを配置するためには、いろんな意見を聞きながら、3年待ったから、ナショナルサイクルロードが、霞ヶ浦近辺が認知されたわけですから、その辺も含めて、村も出しますけども、民間の意見も借り、また見識ある議員の皆さんのいろんな意見を取り入れて、大山の部分がすばらしい、よそから、外国からも見えるような、そういう観光的な部分で、この効果が発揮できれば、それが一番いいのかなというふうに私は思っております。

来年には、その見に行きました事業者も、どういう判断をするか、そこも一つ検討に入れていければいいかなというふうに思っております。

ぜひ議員は、地元なので一番心配しているのはわかりますけれども、ぜひ見識ある飯田議員のほうから、もっといいアイデアが出てくれば、それも一つ入れていきたいというふうには考えております。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

確かに海軍航空隊としての——遺跡としての価値は、私も一緒に内覧会、見させてもらいました。すばらしいものだと思います。

煙突にしても、駐車場にしても、作り方が本当に民間の構築物と違い、しっかりした建物だなと、本当に感動したのを覚えております。

これからですね、先ほど述べたように、あそこを維持して、もしくは保存してやっていくという方針を打ち出しましたけれども、今回の屋根の防水の工事に関して、実際、本体の躯体のほうは、どういった損傷を受けているのかっていうのも、資料を読むと、全く——設計図も、どういった基礎なのかもわからない状況でございます。

これをやらないで防水工事したときに、後でそういった問題が出たときにね、また別に予算を組んで補修して保存するのか、ほかの遺跡もそうですけども、広島のカトリックのドームみたく、全くあのままで、ゆっくり歳月とともにね朽ち果てていくようなね、管理するのか、補修をしながら管理するのかによって大きく財政にも響くと思うんですよね。そこら辺のところ、10年後、20年後、30年後、我々の後に続く住民のためにもね、大きな方針っていうのかな、そういうものを示してもらわないと、実際、防水工事しました——後で何か出ましたというときに、じゃどうするのか。

今言ったように全部壊すと何億円もかかると思うんですけども、実際、何の資料もございませんので、何が出てくるか、どういう基礎工事か全くわかりません。掘ってみたらいろいろなものが出てきて、予算1億円だったものが2億円、3億円っていうこともあり得るかもしれません。

もともと、取得したらそういうものを壊すという形で財務省のほうから払い下げしたんですけども、そのとき既にもう5,000万円、6,000万円以上はかかるっていう形で取得していると思うのですよね。

今回、保存という形で、屋根を補修するという形なんですけれども、今後、もしほかの問題が出たときに——ほかの建物もそうですけれども、あのまま朽ちるままにトタンが剥がれて、裸になってもそのままに保存するのか、もしくはいろんな形で、躯体に関しても補強していくのか、そういうところもちょっとお伺いしたいなと思うんですけれども、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 議員の方から朽ちるまでというような——形あるものだから、それは未来永劫そのままずっと続くとは私も思っておりません。

やはり、形あるもので、どういう震災が来るかね、今まで関東地方にこんな大雨が降るようなことがなかったのに、気象条件でこんなにも今変わって、関東地方にも大きな打撃があったと同じように、いろんな想定をすることは、これからも災害は関東地方にも、より来るかもしれませんし、東京大地震みたいなものも、これも想定とすれば入れておかななくてはならない。

阪神は大きな地震がありましたけれども、いろんなことを想定すると、形あるものは全部、将来的にはなくなっちゃうということもあるかもしれません。

ただ、私が先ほど言ったのは、ここで育つ子供たちが、そういう歴史がここが変わったという学習は、これは大事なことだと。

建物は多分ね、昭和8年ぐらいからつくり上げたものだと思っております。ただ、よその建物と違って、本部庁舎、また横型ボイラー、それから煙突もかなり、私も煙突の中に入りました。かなり強固です。

ただ、反対側の建物がある飛行機の格納庫のトタンは、もうさびて天井が——空が見えるぐらい雨が降ります。

でも、あそこの鉄骨は当時、軍がつくらせた。鉄はさびるって言いますが、純度のいい鉄はさびないんですよ、あんまり。

私が——関東学院大学の先生が当時、美浦の方に来ていて、あの建物を何とか維持しようよっていうことで——村としては、村の建物ではないのでということで申し上げたときに、その先生が横浜の倉庫に美浦から同じ建物——今残っている建物と同じ建物が移築されていて、横浜に倉庫として残っていますから、今度横浜が開発するのに壊すから、美浦さんで持って行って向こうに建てたらどうですかっていうお話がありました。

でも、同じ建物——確かにね、建物を見ますと、リベット式になっていて、ボルト式じゃないんですね。解体したから横浜に行くと、リベットでできないのでボルトでやりました。でも、鉄は昭和8年ぐらいの時期に建てたものでも、さびが出てないんですよ。そこは、純度のいいものは——軍は当時、そういうものでつくらせたという経緯があるのかな。

ですから私は、あれは壊れませんとは言いませんけれども、将来的には、80年以上たつ建物がまだ残っているし、そして本部の部分はコンクリートの——多分、強固なものでつくってあると思いますので、ただ、今のまま置いておくと防水の目地が切れて、雨水が入って2階も1階も、全然もう利用もできない。

ただ、防水しておけば中まで雨水は入っていかないから、そこは最低限どのように使うかよりも、最低限維持することのできる部分はしておくべきというふうに判断したんで、防水のお話はしましたけれども、結果的、あと1年か2年かの中で方向性がきちんと出ればその方向でいくのか、2年たっても、その後によってもいいんじゃないのかっていうのは、私も2年後でいいよとかっていうわけにはいかないんで、なるべくその雨水の部分だけは入らないような、最低限の部分はやろうというように感じでお話を——この前も全協であったと思いますけれども、ぜひ、朽ち果てる話になると、今の——今建ててある建物でも、将来的には、50年、60年先には解体というような部分が出てくるかと思うんですが、もう、あの建物はもう80年という時期を過ぎて、いまだに大きな地震が来ても傾かず、壊れず残っているという、また、そういうものでね、この美浦村にそういうものがあるのかという発信もしていければ、少しは美浦村が見直される部分も出てくる一面もあるんじゃないのかなというふうに思います。そういう意味で、ぜひ、議員のほうからもですね、朽ち果てる部分の考え方じゃない、学習の方法もあるよということも認識していただければ幸いかなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

答弁の内容をちょっと私、頭が悪いものでよくわからなかったんですけども。

要は、とりあえず防水加工をして、あとの四つも——三つですか。全部で四つですから四つですか、今建物があるものは、それもあわせて様子見していくという形によろしいんですよ。

四つ残して、当然、四つの面積っていうのはあるんですけども、そのほかの広大な利活用について答弁いただきましたけれども、なるべく早くですね、供用開始をしてもらいたいんですけども。

その部分での村の考え、今とりあえず防水でやると。後でそういうものが躯体の方に異常があって、修理するにしてもそのときに対応するというので答弁いただいたんですけども、残りの共有地、土地の部分もあわせて、お伺いできればなと思っておりますので、ご答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、決定ではないんですけども、他の余剰の土地をどうするかという話なんですけども、魅力的な部分は、この前行って香取市の方を視察はしてきて、結構利用者がかかり来ている。行ったところは風光明媚ではないけれども、美浦の大山の所を話したら、ぜひ——先ほども言いましたけれども、来年1月に来たいという。

ただ、そこは民間がどのように利活用運用ができるか。村にとってメリットがなければ意味がないので、その辺も含めて1月にお見えになるということなので、その中で、どういうふうにするアイデアを持っているのかっていうことも、相手が利益にならなければ、そこには進出はしないだろうし、そこでうまく、いいところだという認識が出れば、一つの運営をその土地を使ってやっていただけるかなというふうには思っております。

ぜひ、いろんな考え方があるかと思いますが、世の中には、不便さを買いに来るっていうような、都会の一番いいホテルとかね、観光地のいいところに泊まりたいっていう人もいて、そう——そういう人がほとんどだと思うんですけども。不便さを求めて宿泊するという考え方を持っています。ところが、結構賑いを持っているというお話を聞きました。

働いている人も、ほぼ30代、40代ぐらいの人が働いているっていうことで、なかなか斬新な経営の仕方をしているところを見させていただきました。

そういうこともね、美浦の中にマッチングできれば、そういうのが誘致をしていきたいというふうには思っております。

付加価値がどのように、後は、つくかもあるかと思いますが、来年3月の議会には、報告は——その前の全協があれば、議会の方には報告はさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

確かに、報告書を読んで自分なりにどういうふうにした方が、村のため、今後の後輩のためになるのかって考えたんですけども、残して——共有地の残りの部分のほうも民間の力を借りてやっていくということで、多少具体的になってきたのかなと思います。

31年——平成31年ですか、途中には、ことし3月に結果を出しますよっていう形で方向性、そして具体的な案もお出しますっていう形で、村長言ったように、令和になりまし

たけれども、令和元年度の3月定例会には今言った質問——半分も回答はいただけなかったんですけれども、その辺も含めて3月にしっかりした回答をもう一度質問しますので、より具体的な回答をいただければなと思っております。

また、りんりんロードのほうも、県も国も当然、来月視察に来るようですけども、当然、風光明媚な美浦村大山ということを教えていただいて、何とか予算づけして、あの地域がね、中継地点として発展するよう、何とかご要望したいなと思っております。

続いて第2問目の質問に移らせていただきます。

自治体クラウドについてお伺いします。

自治体クラウド運営について、導入メリットの一つである業務の共有化、コスト削減、住民サービスの向上に向け、今後の運営についてお伺いしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

議員からのお尋ねの三つの質問にお答えするに当たり、資料をお示しさせていただきました。ちょっと字が小さいんですけども、去る10月3日に、8市町村で協定書の締結を行いました。その際に報道機関にお配りした、事業の概要を説明したものです。

この概要にもあるように、自治体クラウドは「地方自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で管理運営をすることにかえて、外部のデータセンターにおいて管理し、ネットワーク経由で利用をすることができるようにする取り組みであって、かつ、複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を行う」ものです。前段の外部データセンターの利用については、本村を初め、多くの市町村が実現できていた部分ですが、最後の、共同利用については、達成されていませんでした。

そこで、主に県南地区で同じシステム会社を利用している6市町村が連携し、昨年10月「茨城情報システム共同化推進協議会」会長は土浦市、事務局は美浦村を設立し、自治体クラウド移行を図ることとしました。その後、本年6月には2市が加わり、8市町村（土浦市、石岡市、稲敷市、行方市、阿見町、河内町、利根町そして本村）となったところで

す。議員一つ目の質問、「業務の共通化」ですが、これまでは同じシステム会社の同じシステム、例えば同じ住民記録システムであっても、画面の構成等に市町村ごとで幾つかの違いがありました。そこで、同じ「機能要件書」、システムの機能について細かく規定したものにいたしますけれども、定めて共通化を図りました。

二つ目の質問でもある「コストを削減」については、総務省が示している「3割削減」がありますが、このケースは、二つ以上のシステム会社が運用するシステムを1社のシステムに統合し、各市町村の庁舎内に置いてあったサーバーをデータセンターに集約することを想定しています。本村のように、既にデータセンターへの移行が済んでおり、同一システム会社同士の集約においては、想定どおりのコスト削減とはなりません。その上で8

市町村が同一システムを共同運用することで、ソフトウェア修正やバージョンアップにおける「割勘効果」等で、おおむね5%程度の削減を目指しています。これは先ほどの資料の「移行後のメリット①」でも取り上げています。

最後の「住民サービスの向上」ということですが、先ほど申し上げましたとおり、八つの市町村で同じシステムを利用することになり、業務の標準化で考えれば、先進市町村のサービスレベルに統一され、結果として住民サービスの向上が図れるものと考えております。

なお、12月1日の茨城新聞一面にも、自治体クラウド導入に係る記事が大きく掲載されていました。記事の主要な内容としては、大きな災害を受けても自治体が所有するデータが複数のデータセンターで保全されることや、窓口が開設できない市町村が発生しても、共同運用をしている市町村間で手助けができることが取り上げられていました。

以上、飯田議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

先ほど同僚議員が言ったような災害対策として、13番ですか、SDGsとかだったかな、その部分にも相当関係あるんですけども、災害時に業務ができないっていうときに、他市町村のシステムで支援できることは、本当に災害対応力が大きくなり、住民サービスも縮小されなくなり、強靱化できるんで、いいことじゃないんじゃないのかなと思っております。

運用コストについて、先ほど5%と総務部長申しましたけれども、各市町村の導入費用・コスト削減率は違うと思われませんが、本村は、先ほど答弁のとおり自治体クラウド、自前で平成26年から平成27年に取得して、数億円というお金を投じて導入していると思いますので、他市町村よりも一歩も二歩も進んでおります。

総コストの削減率は他市町村よりもいいのかなと思うんですけども、それのところどうなのか、ちょっとお伺いしたいなと思いますので、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

本村ではこれまで、全庁的なシステムの入れかえ時には、複数の事業所から提案を受け、選定してきました。その際に、整備運用費用についても考慮しています。他市町村との総コスト削減率比較ということでのご質問ですが、システムの内容が全く同じではないことから一概に比べることはできません。また、どの市町村でもコスト削減を図ってきたことから、基幹系システムの使用料として、先ほど申しました5%程度の削減を目指しています。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

8市町村で協議会でつくっておりますけれども、本村、平成26年か平成27年に自治体クラウド、自前で導入しました。

国の方も当然、自治体クラウド、我が村だけじゃなくいろいろな補助金投げて、8市町村に取りかえていると思うんですけれども、この8市町村が自前のクラウド、持っているのか。持っていたら何件くらい持っているのかっていうことをお伺いしたいのと、平成26年——平成25年、平成26年に担当企画財政課の方とも話したんですけれども、そのときに五霞町かどっかと自治体クラウドを2町村で持てば、クラウド一基の値段は半分で済むよねって話したように覚えております。

先ほど言ったように、割勘効果ですか、これが各自治体が全部、全市町村が8個のサーバーを持っていれば割勘効果はないと思うんですけれども、市町村が持っていないところもあるのか、ないのか、ちょっとお伺いしたいなと思いますので、答弁よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

まず、8市町村で何件の自治体クラウドを持っているのかということで、ご質問いただきました。

先ほど申しましたとおり、自治体クラウドの考え方としまして、自庁内——庁舎内にサーバーを置かずに、ほかに置くという考え方が一つございます。これに関しましては、当然、美浦村も既にそれでいうクラウド化していたんですけれども、他の市町村も同じ会社で運営していましたので、それぞれクラウド化していたと。件数で言いますと、サーバーの数は別ですけれども、八つの市町村が、その部分についてはクラウド化していたということが言えるかと思ひます。

それから、五霞町で2町村以上でやると企業の削減効果があるということでございますけれども、当然、八つの市町村でやりますと、コストの削減にはつながるかと思ひます。

ただ、これまでそれぞれの市町村でサーバーを構築してきた部分がありますので、八つの市町村で一つの機械としまして1台で済むかどうかというのはありますので、全くその部分が削減できるかという問題があるかと思うんですけれども、一つの市町村でやっているよりも、集まった場合には、削減効果が出ると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

本村は、茨城情報システム共同化推進協議会の事務局でありますので、この協議会が国内で削減率ナンバーワンになれるよう努力していただき、また、国の情報、動向、調査していただいて、安価で強靱なシステムを構築していただきたいなと要望をしまして、質問を終わりにしたいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中であります、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。

よろしく申し上げます。

午後零時03分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 通告に従いまして3点質問をいたします。

まず初めに、幼児教育の充実について質問をいたします。

就学時前児童の教育及び保育の無償化、または負担軽減を中心とした国の制度であります「幼児教育・保育の無償化」が本年10月よりスタートし、「預かり保育」も対象となることから、乳幼児期、子育て環境の選択の幅が広がりました。本村においても、住民のニーズを踏まえた教育環境の整備が必要と考えます。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

①来年度の幼稚園・保育所の申請状況について伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

来年度の幼稚園・保育所の申請状況についてお尋ねをいただきました。

美浦幼稚園、大谷保育所と木原保育所の令和2年度入園・入所の申請状況についてお答えをいたします。

画面の表をごらんいただきたいと思っております。

美浦幼稚園に、新規に入園を希望する幼児は44名で、継続を希望する71名と合わせまして115名となります。なお、現在の園児数は115名となっております。

保育所につきましては、今後、利用調整会議において入所の調整を行いますが、現在の申請状況を申し上げますと、大谷保育所に、新規に入所を希望する幼児は22名で、継続を希望する76名とあわせて98名となります。現在の幼児数は100名となっております。木原保育所に、新規に入所を希望する幼児は11名で、継続を希望する62名と合わせて73名となります。現在の幼児数は83名となっております。

保育所の合計申請者数は171名で、現在の183名より12名少なくなっている状況でございますが、今後、他市町村からの入所者や、今後の申請を例年どおりと見込みますと、現在の幼児数と同じぐらいになると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 表を示してわかりやすく説明いただきありがとうございます。

私は制度が導入された10月以降、お子様の幼稚園の入園申し込みを検討しているお母様方の会話で、「保育料が無料なら、保育料の高い私立に入れて、特色のある幼稚園に入れたほうがいい」との会話を耳にいたしました。ですから、ただいま本年度と同様の人数申し込みがあったという報告をいただき、安心をしたところでございます。出生人数が減っている中で、現状維持の運営がなされることは、公立幼稚園・保育所の教育運営方針に一定の評価が得られている証であると考えます。関係所管の皆様には敬意を表します。

次に、先ほど申しましたが、保護者の方が特色のある幼稚園を望んでいるのも現実であります。

そこで、②の質問です。

現在、特化して取り組み、保護者にPRしている点についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

現在、特化して取り組み、保護者にPRしていることについてお尋ねをいただきました。美浦幼稚園では、個性を大切にし、たくましく生きる幼児の育成を教育目標に掲げ、「明るく元気に活動できる子ども」、「思いやりがあり、友達と仲よくできる子ども」、「自分で考え、行動できる子ども」を目指す「子ども像」として、幼稚園を経営しております。

通常保育以外の主な取り組みといたしましては、幼・保・小・中交流事業といたしまして、幼保交流会、幼保小秋の交流会、中学生との交流会などを実施しております。

また、季節ごとに、子どもの日集会、ジャガイモ掘り、七夕集会、夕涼み会、サツマイモ掘り、七五三集会、クリスマス会、豆まき集会、ひな祭り集会などを行っております。

行事を行うことにより、幼児の自然な生活の流れに変化や潤いを与え、幼児は行事に参加し、それを楽しみ、いつもの幼稚園生活とは異なる体験ができ、また、行事によっては自然に触れて遊ぶ機会がふえることで、その美しさや不思議さに心を動かされることにより、周囲のさまざまな環境に、好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力が養われます。

このような行事の模様につきましては、「園だより」と「学年だより」の配布、または、PTA広報委員会による「壁新聞」を園に掲示することなどによりまして、保護者にお知らせをしております。

このように、美浦幼稚園では、充実した保育環境の中で、家庭ではできない遊びを大切にした教育から、上手に人とかかわれるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさに気づいたりする子、意欲や思いやりのある子、頑張る子の自立に向けた基礎教育に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま教育次長のPR面でのお話の中で、PTA広報委員会

の壁新聞がされているということで、そういう取り組みがとても素晴らしい取り組みと思いますし、PTAの方々の幼稚園教育に理解を示し、また、幼稚園と一体となって子供たちを見守るために、この壁新聞っていうのはとても有意義な取り組みだと思います。とても素晴らしい取り組みだと思います。

また、園日よりですが、小中学校は回覧版でも各自治会では拝見できますけれども、幼稚園はありません。ぜひ、幼稚園も回覧版で園日よりを配布されると、村内PRにつながると思いますので、検討していただけたらと思います。

実際に、行事にただ参加させていただく中で、運動会を見ても、園児は行事をこなす中で達成感を得て成長しているように見受けられます。

また卒園式でも、一人一人、幼稚園生活で楽しかったことを大きな声で、皆さんの前で堂々と発表している姿に、教員の皆様が一人一人の個性を引き出して、自立に向けた教育をしてくださっていることが理解できます。

そこで、次の質問に行く前に、資料1をごらんください。

「公明党の無償化に関する中間集計のデータ」でございます。

現在公明党では、「幼児教育・保育の無償化」を推進実現しましたけれども、現場の実態を踏まえた制度のさらなる充実を図るために、1カ月たった現状の実態調査を全国で展開しております。調査は12月20日まで行っておりますが、11月11日から11月30日の中間報告がまとまった、公明新聞記事を参考に示したいと思います。

上段の利用者の立場から、「制度導入で利用負担は減った、が7割近く」と答えております。

左側のグラフで「今後の課題は保育の質の向上が47.5%」でした。

負担がふえた方の要因としては、保育料以外の賄い代や教材費等の費用がふえたと推察されます。

中段右側の事業所の立場からは、「事務負担がふえた、が約6割で、負担軽減に向けた適切な対応が必要である」ことがうかがえました。

左手グラフでは、「保育の質の向上には処遇改善が大きな課題であり、多面的な支援策の早期実現が必要である」ということがわかりました。

下段の右側、「無償化によって保育料を値上げしたかは——施設の方が無償化によって保育料値上げしたか、という質問に対して、9割値上げしていない」との答えでした。本村も値上げはしていないと思います。施設管理費や教員の処遇改善と称して一部便乗値上げした施設に対しては、保護者からクレームが寄せられて、「本来の目的と違う」と、マスコミでも取り上げられているのが現状でございます。

左側のグラフでは、「経営安定に必要なものは、人材育成確保への支援が88.2%」と、これは本村においても切実な願いであると認識しております。

以上の実態調査でわかるように、利用者立場からは、「保育の質の向上」が一番求められています。

この結果を踏まえて、本村において、③私立にはない、公立のよさを生かした取り組みはなされているかということ伺います。

○議長（下村 宏君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 林議員のご質問にお答えいたします。

公立のよさを生かした取り組みについてお尋ねをいただきました。

ことし10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートし、保護者は、これまでよりも、園がどのような保育を行っているのか、いわば保育の内容によって幼稚園を選択する、まさに大競争時代が到来したと考えております。

このような中、まず取り組んでいくのが、情報発信力の強化であります。現在の保護者は、行政が発行する紙媒体の広報誌もごらんにはなるようですが、より目を通すのがインターネットを通じた情報です。これまで、美浦幼稚園の入園者数などはホームページに掲載しておりましたが、園の保育理念、保育目標、保育方法、園での生活、行事の様子などは掲載しておりませんでした。今後は、今申し上げました内容をホームページに掲載いたしまして、保護者の皆様が選ぶ上で十分な情報を提供してまいります。

二つ目は、幼保小中連携の取り組みです。

これは、いわゆる小1プロブレムの解消に向けまして、幼児教育の質の向上と幼稚園・保育所・小学校・中学校まで含めて、円滑な接続を図るため、それぞれの所属の教員や保育士が、合同研修会や相互の交流を進め、幼保小連携・接続に関する課題や改善の手法などを検討するものであります。

幼保小の連携は全県的に進められておりますが、私立の幼稚園・保育所は独自の教育方針もあるため、公立の小学校との連携は難しいところもあるとのことでありますが、本村では、公立の幼稚園・保育所と公立の小学校・中学校であるため、村の教育振興基本計画のもと、両者が一体となりまして、協力してこの取り組みを進めることができるのは、まさに公立のよさであると考えております。

三つ目は、幼稚園への計画訪問の実施であります。

これは、小学校や中学校に対しても実施しているもので、教員や保育士の指導力向上のために行うものです。指導室長が、幼稚園の全ての組の保育を参観し、3歳児から5歳児まで、各年齢の発達段階に応じた指導・助言を行い、保育の改善につなげております。小中学校の義務教育と同様の授業改善の取り組みを行うことができるのも、公立のよさの一つであると考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま教育長より3点示されました。

大切なポイントですね、情報発信力の強化としてホームページの充実を図るということ、これはとても素晴らしいことだと思います。保護者としては、自宅にいても出かけたとしても、子供たちが今どういう保育をされているかということがわかるということは、そういう意味では安心して預けられる環境であるということ、とても大切な要因の一つ

であると思いますので、ぜひ充実を図っていただきたいと思います。

2番目の、幼保小中と連携した教育振興計画の策定ができるということですが、子供たちがスムーズに進級できる幼保から小学校、小学校から中学校へ進級するに当たっても先ほどの写真でお示しいただきましたように、それぞれで交流を図っていることで、その場所にもなれておりますし、また顔も見えていますし、先生方もその様子を見ているわけですから、そういう意味で、ほんとに知らない子供たちを新たに預かるというよりも、今までこういう連携を保てることで、さらにその子供たちに合った教育振興計画が策定できるという要因の一つになるとと思いますので、これも本当に大切な一点であると思いました。

3点目の、指導室長による計画訪問ですけれども、専門家からの客観的指導や助言がなされているということは、保育の改善に確実につながっていきます。

このことがまさしく保育の質の向上を実現する要因の一つでありますので、またこの指導室長の訪問もまた、充実をさせていただきたいと思っております。

公立ならではのよさを発揮して、これからも充実した教育環境の整備をお願いしたいと思えます。

そこで、次の質問④今後新たな取り組みの検討はなされているかを伺います。

○議長（下村 宏君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

今後の新たな取り組みについてお尋ねをいただきました。

新たな取り組みを実施するため、アンケートなどによりまして、保護者への意向調査を実施しております。より魅力的な園とするため、給食の回数や課外教室の実施について、保護者のニーズを把握する取り組みを進めておりまして、さらに保護者の皆様に信頼される運営に取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、美浦幼稚園が多くの保護者の皆様から選ばれるよう、さまざまなご意見を参考にしながら、これまでの先例にとらわれることなく、魅力の向上に努めてまいりたいと存じます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） とてもすばらしい、前向きな答弁をいただいたと思います。一般的にごくごく一般的な公立幼稚園というのは、ある程度私たちはこれだけ努力していますよ。このことでよければどうぞいらしてください、というような上から目線の公立が結構多く見受けられるんですけれども、その立場とは全然違う、とても保護者のニーズをさらに求めながら、皆さんに喜んでもらえる幼稚園運営をしていきたいという、そういう教育長のその思いをととても強く感じました。

しかしながら、私立には私立のよさもあります。安定した経営を死守しないといけないので、時代の流れや需要に対する情報収集とPRにはとても力が入ります。魅力あるイベントや保護者対応に心を砕き、保護者の理解を得ています。保護者は、家庭の教育方針に

合った幼稚園や保育所を、我が子のために必死に情報収集をしていきます。

今回、幼稚園で新たな取り組みをするためのアンケート調査を行っているという報告を、ただいまいいただきました。保護者からは、問題が発生したらスピーディーに解決をすること。また、保護者に寄り添う姿勢が求められています。公立のよさを十分に発揮して、現状に踏みとどまらず、教育長が言われるとおりの魅力ある幼児教育環境の整備がなされることを期待いたします。幼児教育についての質問は以上で終わらせていただきます。

続きまして2点目、新生児聴覚検査助成制度導入についてお伺いいたします。

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るための検査で「新生児聴覚スクリーニング検査」というのがあります。障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるためにと、過去2回、私自身一部助成の質問をしてまいりました。平成29年第2回定例議会においての村長答弁で「実施していく方向で考えていきたい」と答弁をいただいておりますので、導入に向けての進捗状況をお尋ねいたします。

まずは、①本村の聴覚障がい者の現状についてお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員のご質問にお答えいたします。

本村の聴覚障がい者の現状についてでございますが、聴覚による身体障害者手帳保持者の方は15人いらっしゃいます。聴覚障がい者数の推移を見ますと、平成26年度末の人数は21人で、年々減少傾向にございます。

聴覚障がい者の年齢につきましては、平均年齢が79.4歳となっており、高齢者層の比率が高い状況にございます。発症年齢につきましては、生まれつきの先天性の場合と後天性の場合があり、後天的な聴覚障害の原因は実に多様で、薬の副作用、事故などで頭部負傷、突発的疾患、過労やストレスのほか、加齢による衰えなど、聴覚障害の発生のきっかけは多岐にわたるため、発症年齢もさまざまですが、近年では身体障害者手帳を申請する多くの方が高齢者となっております。

次に、聴覚障がい者の日常の生活状況についてでございますが、情報の伝達が難しいことや、聴覚障害に気づいてもらえないことから、誤解されやすいといった悩みがあるようございます。日常の生活の中で不便を感じて生活していると推測されますが、症状により、補聴器装着等により対応されている場合が多いと思われま。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 先天性の方はもとより、後天性の方もいろんな要因によって不便を余儀なくされていらっしゃるということが伺えました。共存する住民の理解の輪が広がる方策をお願いしたいと思います。

乳幼児の聴覚障害については、早期発見が重要であります。以前にも述べましたが、先天性難聴は1,000人に1人か2人の率で出現すると言われ、難聴のあることに気づかずにいると、言葉の発達がおくれたり、コミュニケーションがとりにくいなどの支障が起きま

す。早期発見と適切な対応をすれば3歳児時点で健常者の9割の言語力を持つことができると報告をされています。

先天性の難聴を発見するためには、新生児の段階で聴覚に問題がないかどうか調べるために、生後1カ月以内、できれば出産後の退院前に聴覚のスクリーニング検査を受けることが勧められています。

そこで質問です。

②本村における新生児聴覚スクリーニング検査の一部助成の導入について、具体的な時期をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

茨城県では現在、新生児聴覚検査の実施に対する公費負担について、県内統一の体制整備として、集合契約を結び進めていく案を示されており、本村におきましても、令和2年度から経費の一部を公費負担できるよう、協議しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） うれしいご報告をありがとうございます。

新生児聴覚検査の経費一部助成について、来年度予算化に向け、具体的な実施時期の協議がなされているとの回答をいただき、とてもうれしく思っております。

聴覚検査により聴覚障害が発見された場合は、早目に療育が開始できることで、場合によっては人工内耳の手術により、聞こえることができなかつた音が聞こえるようになったりとか、出生してからの長い人生にも大きく影響することとなります。

ぜひ、新生児聴覚検査の公費負担を導入していただき、全員が新生児聴覚検査を受けて、早期発見、早期療育につなげていけるようお願いいたします。

以上で、聴覚検査についての質問は終わらせていただきます。

続きまして最後に3点目、乳がん検診受診率向上についてお伺いをいたします。

国立がん研究センター報告によりますと、乳がんを患う日本人女性は11人に1人と言われ、乳がん罹患率は30歳代後半から増加し始め、40歳代後半から50歳代前半でピークと報告がなされています。これは、乳がんが女性の働き盛りを襲う疾患であることを示しています。

そこで、受診率向上と早期発見のための普及活動についてお伺いをいたします。

まずは、①本村の乳がん検診の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

乳がん検診の現状についてでございますが、乳がん検診は30歳以上の方を対象としております。乳がん検診は、エコー検査とマンモグラフィ検査があり、マンモグラフィ検査は2年に1回の検査となっております。

また、検診の実施場所といたしましては、保健センターで受診していただく集団検診と医療機関で受診していただく個別検診がございます。

乳がん検診の受診者数は、平成28年度が784人、平成29年度が819人、平成30年度が794人でございます。

本年9月時点での、平成30年度がん検診の受診率速報値によりますと、本村国民健康保険の被保険者40歳から69歳のマンモグラフィ検査の受診率は、対象者998名中、前年度受診された方も含めた受診者数は258名で、受診率が25.9%となっており、4人に1人が受診しているという状況でございます。

なお、茨城県内市町村の平均は16.3%で、美浦村は県内8位の受診率となっております。以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま県内8位の受診率のことでした。

美浦村は、該当する方に受診票を個別に送っていただいております。

その受診票の戸別配布等の効果が出ているのではないかと、そういう意味では評価をさせていただきます。

次に、②乳がんグローブ配布の検討についてお伺いいたします。

乳がん検診の状況については、県内において受診率は低くないようではございますけれども、実際はマンモグラフィ検査は4人に1人の受診者です。もっとより多くの方に検診を受けていただきたいと考えます。

皆様ご存じのとおり、乳がんは唯一、自分でも発見できるがんと言われ、早期に発見できれば9割が治るとされています。早期発見には定期検診を受けることが一番ですけれども、検診だけでは万全ではなく、定期健診と次の検診の間に発生する「中間がん」と言われる乳がん検診の盲点をカバーするために、「自己触診」は強く最近推奨されてきております。そこで、自己触診に有効なのが「乳がんグローブ」です。グローブは特殊な素材でできており、素手よりも感度が高まり、髪の毛1本の段差でもわかるすぐれもので、異常が見つけやすいとのことで、ただいま全国的に利活用が広まっているのが現状でございます。

近々の配布実施例といたしまして示させていただきますが、ことし10月に静岡県東伊豆町では、早期発見へ、乳がんの自己検診を促すことを目的として、セルフチェックをするためのグローブの配布を始めました。配布時期は——3回なんですけれども、初めて乳がん検診を対象となっていくのが30歳ですので、30歳のときの検診の受診票と一緒に送ります。2回目は、乳がん検診無料クーポン配布されるのが40歳です。その40歳のときに、一緒に郵送するということです。50歳、更年期に差し掛かる50歳、そのときに、検診のお知らせとともに郵送しているということで、このような動きで、静岡県東伊豆町でも、とても受け取った方が喜ばれているということを伺いました。

本村では、このグローブの配布について検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

乳がんは唯一、自分でも発見することができるがんで、乳がんの自己検診については、パンフレット等で普及活動を行っております。しかし、乳がんの自己検診だけでは全てを発見できるものではなく、検診とあわせて行っていただきたいと勧めております。

グローブの装着による自己検診についてですが、素手よりは感度が高まり、わかりやすいとの効果は理解しておりますが、まずは、より多くの方に検診を受けていただけるよう働きかけていくとともに、乳がんの自己検診については、乳がんが疑われるしこりの状態をよくご理解いただくことに対して普及してまいりたいと考えております。

保健センターには、乳がんの模型がございます。この模型は女性の乳房のモデルとなっております。モデル乳房の中にしこりがあります。小さいしこりから、やや大きくなり表面からもわかるしこりがあります。このモデルを活用し、実際に手でさわってしこりの感じ方を体験していただく普及活動を、まずは強化してまいりたいと考えております。

乳がんの自己検診は、毎月自己検診を実施することが望ましいとされております。なるべく自己検診の機会を定期的に取り入れていただけるよう、年に1回の健診とあわせて、普及活動をピンクリボン活動と称して、わかりやすい活動として進めてまいりたいと考えております。

普及活動といたしましては、検診会場での体験コーナーや子育て支援センターでの育児相談など、若いお母さんたちが集まる機会等を利用し、乳がん検診の受診へつなげていけるよう、推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 実際に保健センターに検診に来られる方は意識のある方ですね、その意識のない方、また来たくても来られない方を、どうやったら乳がん検診を受けさせてあげられるかというところでの、今回質問させていただいているわけでございます。そういう意味では、ただいま部長が最後の方に言われたように、子育て支援センターでの育児相談とか、また、若いお母さんたちが集まる機会を利用してという答弁をいただきました。これはとても有効であると思います。そういうところから、また新たな発見で、私も行ってみようかしらと思う人が1人でも2人でもふえることを望む限りでございます。

最後にピンクリボンのことも申し述べておりましたが、国として、ピンクリボン運動は、毎年10月ですので1年に1回ですね。10月に行われています。ですけれども、毎月自己検診する日をピンクリボンの日と習慣づけるとするその考え方をお示しいただきました。それはとても有効であると、私自身賛同させていただきます。

乳がんの早期発見に対する意識づけの取り組みの一つとして、グローブの導入を上げたのですが、部長が言われたように、動機づけや普及方法はいろいろあると思います。3年前の2016年7月から実施している埼玉県朝霞市では、総合健診や健康まつりで配付してい

るといことです。そのほかにも、子供の3歳児健診のときに保護者に配布しているということも伺いました。自己診断と検診の啓発によって、確実に受診率の向上が図られているとのこと。

ほんの一例ですが、いろんな自治体が工夫を凝らしています。先ほど部長が言われた、グローブと乳がんのモデル、ともに考えられるとすれば、実際に手にすることで意識づけできますし、その導入効果として、受診者の増加や早期発見につながりますので、二つ合わせた、具体的な普及活動の検討を着実に進めていただきたいと思います。

次に、普及活動と関連して、少しでも受診者数をふやしていく方策の中で、若い年代の受診者をふやす試みを考えていく必要があると考えます。その一つとして、検診の申し込みの方法を、より申し込みしやすくする方法として、電話による申し込みのほか、携帯電話等から気軽にできるウェブ予約を導入している市町村があると伺いました。

資料をごらんください。

これは隣の稲敷市さんの全戸配布パンフレットでございます。1番左を見ますと、そこにQRコードがあります。ここをピッとQRコードを開けますと何が出てくるか、これは保健センターの位置でございます。保健センターの地図が出ております。

稲敷市も遠くから来ますので、保健センターがどこにあるかわからない方もいるという、そういう心配りでございます。1番右側ですね、6ページ目のところを示しますが、6ページになりますとこのようになって、実際の子宮頸がん・乳がんの検診の申し込みQRコードで申し込みできるようなQRコードが出てまいります。このQRコードをピッと開きますと、真ん中の申し込みフォーム——リンクが出てまいります。そういう意味では、とても簡単に自分自身の名前とか生年月日とか入るわけでございますが、簡単に自分自身がいついつ受診したいということ、保健センターに赴くこともなく、電話することもなく、自分自身が仕事をしていれば仕事の中の合間、または夜の時間帯、閉庁している間でも申し込みができるということで、とても便利なツールとなっているものです。

こういうものを今回ですね、本村でのウェブ予約導入について、このようなことができなにかどうかということをお聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

検診の申し込みにつきましては、現在は電話による申し込みをお願いしております。ウェブ予約を行っている市町村もございますが、ウェブ活用における個人情報の管理を行っていく必要がございますので、ウェブ予約が安全で有効な手段として、健診の受診向上につながるができるのか、今後、調査検討をしてみたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 安全面ということでいえば、本当は厳しいであろうところを何と「前向きに調査検討」していただけるとの答弁をいただきました。本当に難しいことだ

と思いますが、何とか調整をしていただけたらと思うところがございます。稲敷市では今年度導入し、とても有効性を認め、来年は婦人科検診だけでなく事業拡大する来年度の予算化をしていると伺いました。

先ほども申し述べたように、いろんな時間で、申し込み者の時間の都合でいつでも申し込めるとするのは、受診率の向上に確実につながるといことですので、ぜひ前向きなご検討を願ひ——実現まで目指していただけたらと思います。

日常生活において、携帯電話一つ持っていればネット注文・支払いができ、財布を持たない若い方もいるとの報道を聞くような時代となり、情報伝達が手元でできる反面、情報が盗まれて被害も発生しています。

検診のウェブ予約については、若い方の受診を促す方法としていい方法であると思いますので、万全なる個人情報の管理を含めて検討を重ねていただきたいと思います。

再質問をさせていただきますが、ちょっと、かばんにカレンダーを忘れてまいりまして、ちょっとお示しできないのですけれども、検診の受診率の向上を図るためには、手軽に検診を予約することができるウェブ予約とあわせて、健診の日程等を視覚的に入れる一つの方法として、健康カレンダーを作成し配布するというのも有効だと思います。

健康カレンダーの配布についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村では、保健センター事業につきましてまとめた「健康スケジュール」を配付しており、月めくりや1年分を1枚にしたポスター形式のカレンダーによる「健康カレンダー」は作成しておりません。

今後、健康カレンダーによる健康増進につきましても、検討をしてまいりたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 前向きに検討していただけるとの答弁に感謝いたします。

今、本村で配布していただいている健康スケジュール、とても試行錯誤を重ねられて、とてもよくできている健康スケジュールだと思っております。ですが、実際、とてもすばらしいものですが、しまい込んでいる方が多いように伺っております。カレンダーは1年間ずっと目につくものです。住民の皆様が毎日健康に対する意識が高まる有益な情報が載っているカレンダーを作成していただけたらと期待いたします。「自分の健康は自分で守る」との意識は、皆さんお持ちだと思います。ですので、がんの早期発見に対しては、まずは検診を受けることがスタートだと、住民の皆様もわかっているらっしゃると思います。いろんな年齢層の方が、検診をより身近に受けやすくなるように、また、健診の機会や、いろいろな場面で健康に気づくことができる普及活動を、今後より一層力を入れて展開し、進めていただきたいと願ひます。

最後に村長に伺います。

健康長寿のためには、多くの方に検診を受診していただくことが重要ですが、そのためには、ウェブ予約や健康カレンダーの配布など、いろいろな手段による啓発活動すべきと考えますが、検診の受診率向上のための啓発について、村長の考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、がんに関する健康カレンダー、それからウェブの予約と——ウェブ予約はですね、今、龍ヶ崎市、牛久市、土浦市、石岡市、稲敷市とやっている状況ですけども、個人情報——ウェブに予約すると、住所・名前全部——それがちょっと心配なのは、その「セキュリティがどの辺まで守られた」というふうなことが確認できないと、なかなか行政のほうからそれが出てしまうとちょっと大変な部分があります。

先ほどの五つの市では、そういうふうなことでウェブ予約はしておりますけれども、その辺の情報の管理がきちんとできるというふうに確信できれば、ウェブ予約もいいんで、できればいろいろと検診を受けてもらう、これが1番、がんの早期発見につながると思いますので、議員おっしゃるような健康カレンダーは当然有効であると思いますし、またウェブ予約のほうも、その辺をもうちょっと個人情報が的確に、外部に漏れないような部分が確立できれば、もうできていけばですね、それを入りたいと思うんですが、それが確認をまずはしてみたいというふうに考えております。そういう個人情報の部分が守られれば、もう早急にウェブの予約も取り入れていきたいというふうに考えております。

ぜひ、いろんな意見をいただいて、他市町村の取り組みが進んでいるところもありますので、美浦としても、おくれをとらないような対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） いろんな情報にアンテナをめぐらして、村民の健康を守るための施策がとても大事です。その意味で、村長の答弁はとても心強く、本当に皆様の情報を守りながらも、皆様が「多くの方が受診できるための体制整備は怠らないぞ」という、前向きの答弁をいただいたと思います。

住民の健康管理のために、よいものは積極的に取り組む長としての指揮をとっていただくことを切に願い、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塚本光司君の一问一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○7番（塚本広司君） 7番議員の塚本です。

今回の最後の質問者になりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告書に従ひまして、大筋2点ほど質問してまいりたいと思ひます。

まず、光と風の丘公園クラブハウスの利活用でございます。

現在の光と風の丘公園クラブハウスの業務委託の内容について、お伺ひしたいと思ひます。なお、業務につきましては幾つかあると思ひますが、それらを一つのパッケージとしてお考へになっているのかもお示しいただけるとありがたいです。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 塚本議員のご質問にお答へをいたします。

光と風の丘公園クラブハウスの現在の業務委託の内容についてお尋ねをいただきました。

クラブハウスの業務委託につきましては、これからご説明いたします業務を一つの業務としてまとめまして、「美浦村保健体育事業及び体育施設管理業務」といたしまして、契約をしております。

内容についてご説明いたしますと、一つ目に、契約の内容につきましては、履行期間は年度契約でございますので、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、業務委託料は535万6,067円、契約の相手方は美浦村シルバー人材センターで、契約の方法といたしましては、随意契約となっております。

二つ目に、業務の内容といたしましては、まず、施設の貸し出しに関することといたしまして、鍵の貸し出し、利用受け付け、有料施設の料金の収受、施設内の巡視・点検及び対応、ロッジハウスの寝具等の準備及び退出後の清掃と備品管理、キャンプ場やロッジ周辺の巡視及び備品や施設の清掃、夜間照明管理、窓口及び電話対応などがございます。

次に、施設の管理に関することといたしましては、安全管理・安全確保に関する業務、緊急・救急対応に関する業務、ごみの搬出などがございます。

次に、事業の実施に関することといたしましては、地区対抗競技やスポーツ教室、スポーツフェスティバルなどの村主催事業のほか、事務局となっております、本村の体育協会やスポーツ少年団、また、稲敷郡スポーツ推進員連絡協議会などの事務、準備、運営、報告などの補助がございます。

三つ目に、施設の貸し出しの対象施設といたしましては、光と風の丘公園のほか農林漁業者トレーニングセンター、村民運動公園、中学校の体育館、武道館、各小学校の校庭と体育館となります。

四つ目に、就業時間と人員につきましては、休園日を除き、午前8時から午後5時の日中が2名、午後5時から9時30分の夜勤が2名、休園日の前日にロッジに宿泊者がいる場合には、休園日においても午前8時から12時まで1名の体制となっております。

以上、クラブハウスの業務委託についての答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本広司君） 大変詳細な、事細かなご答弁ありがとうございました。

業務委託の内容と再確認しているところですし、またここで、年度契約であり、毎年度ですね、要は、それで随意契約であるんですよということを確認させていただきました。

それでは、その中で、公園クラブハウス建屋内のですね、幾つか部屋等々ありますけれども、そちらの役割についてお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

光と風の丘公園クラブハウスの建屋の役割についてお尋ねをいただきました。

画面をごらんいただきたいと思いますと思いますが、クラブハウスにつきましては、正面玄関を入り、左が事務室となります。その奥に休憩室、その奥に男女の更衣室がございます。玄関の右側は、手前から三つの会議室がございます。

中央奥側がトイレとなっております。

役割といたしましては、名前のおりの使用となっておりますが、会議室3につきましては、教育相談センターとして使用をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本広司君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁で、クラブハウスの中ですね、建屋内、それぞれの役割については了解したところでございますが、こう申しますのは、私もよく公園クラブハウスのほうへちよくちよく足を運びます。村内のもろもろの施設の予約受付であったりとか、その他さまざまな対応など、本当に皆さんテキパキと頑張っているなというふうに感じています。ただ、全体のイメージとして、業務だけで、「開かれてないな」、「オープンじゃないな」というイメージが第一印象なんですよね。そんなこともありまして、玄関から見て右側の会議室の2ですね——真ん中の会議ですね——三つあるうちの。そこが実は現在、納屋であり、まあ物置のような使われ方をしているものですから、そんな状態になっていまして、「非常にもったいないなあ」と、いつも行くたびに思っています。そんなこともあってですね、開かれた、オープンな、というイメージとなれるように、配置とか配分を変えて、利用される人々がですね、憩いのスペースとして再利用できるんじゃないかなというふうには私は考えているわけですが、執行部のほうとしてはいかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

クラブハウスの会議室2の状態についてお尋ねをいただきました。

会議室2につきましては、議員ご指摘のとおり、現在はスポーツフェスティバルに使用いたします用具であったり、ロッジハウスで使用いたします寝具などが置かれている状態

にございました。このことにつきましては、会議室2をきれいにいたしまして、本来の目的である、会議室として使用できるようにしたいと考えております。

議員ご提案の憩いのスペースとすることにつきましては、予約制で使用いたします会議室でございますので、一定の時間だけ憩いのスペースというような、自由な利用を認めることは難しいと考えますので、ただいま申し上げましたように、会議室本来の使用ができるように、早急に整理したいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本広司君） はい、ご答弁ありがとうございます。

今の先ほどのですね、三つ会議室があって、奥が、一番奥の3つというところは、私らでいうと前の美浦中学校で校長先生だった小松先生なんか今そこでね、対応しているようですが、実際に予約制による活用ということでもありますので、会議室が3を抜くと、2と1という二つ、2カ所ほどあるということです。現在の会議室の2が、そういった物置替わりになってしまっているの、そのことを思うと、実際に今現在は、会議室の1の——一番手前がですね、そこだけで予約して利用したいという要望に、実際に対応できているというふうに私は考えています。ですから、もし仮に2を、また新たに掃除をして、会議室として、また復活させるということにしたとしても、実際に今現状で、そこまでどういうふうに稼働しているのかと、今の1が、そこまでの質問はちょっと突っ込んで今回していませんけれども、実際は何いたいところでもあります。

実際、臨機応変に対応を考えると、今の1カ所で間に合っているんじゃないのかなというふうに思います。その辺も含めて、ぜひともですね、2と1の配分を変えとかして、一番手前側を、何かオープンスペースで開かれた憩いの場にするとか、その辺を一つご再考いただければ、ありがたいなと考えます。

それでは続けまして、村長になんですけど、今後の公園クラブハウス利活用について、今後のあり方とその方法、考え方、お示しいただければありがたいです。このまま行くよとか、こんなふうに考えているよという部分でございます。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは塚本議員のですね、光と風の丘公園のクラブハウスの利用——何か会議室三つあって、二つ目がログハウスの宿泊用の物も入っているというような話は聞いておりますけれども、あそこの、やはりそれだけ会議に使う頻度がないという部分、また、議員おっしゃるように、あそこを憩いの場としてという——一応、会議室として整備した部分があるわけなんですけども、スポーツ関係の、またはそこを利用する方の、要するに憩いの場っていうのは、お茶を飲んだり、団らんをするところというような考え方になるかもしれませんけれども、一応あそこの運営をする——要するに協議会的な部分がありますので、光と風の丘公園の部分でそういう規定上でありますから、その中にマッチングする部分があるのかどうかも、これは一つ検討しなくてはいけない部分があ

るのかなというふうに思います。

いろんなスポーツ団体たくさんあるんですけども、ほぼ、役場の職員がいるときは、スポーツ団体は全部あそこで役場の職員に——要するに、会議の招集する文章のやつも全部丸投げで、役場のほうにお願いしていた、光と風の丘の職員にお願いしていたという経緯があります。

でも、スポーツ団体もスポーツ団体で、それぞれ補助を出して——村から補助を出しますんで、本来だと自前の団体でこれはやらないと、みんな光と風の丘にお願いするっていうふうな部分では、ちょっと趣旨が違うかなというふうには思います。ぜひ独立したそれぞれのスポーツ団体があるわけなので、そこは自覚を持ってスポーツ団体としての活動をやってもらうのが、本来の趣旨であるというふうに思います。

また、光と風の丘公園を一般の人が使うときには、そのスポーツ団体とは違いますので、その中で、議員がおっしゃるような憩いの場というのは、どういうぐらいの部分を探めているのか。実際は村がやっていて、今はシルバー人材にお願いをして随契みたいな部分でお願いをしているんですけども、多分、535万6,067円ぐらいの、先ほどの年間のあれを出して数字が示されましたけれども、大体一月に44万幾ら、44万4,000円、その辺しかたらないんですね。昼間2人、夜5時から9時まで2人、日曜、休みの日も午前中はいるというようにあって、なかなか運営上ですね、一般の役場の職員だと、もっと費用がかかるということにもなってきます。

シルバー人材センターっていうのは、要するに高齢者の健康を維持するための全国シルバー人材センターというのがあって、シルバー人材センターの配分金——働いたお金の配分金は自分の年金に加算をして、今度は医療費が上がったりとかっていうふうな部分には捉えられない配分金ということになっているみたいなので、国が高齢者の健康を守るためという、基本的な部分をシルバー人材センターは抱えておりますので、なかなかあそこをどの、どこに管理を委託するかっていう部分については、なかなか、民間だと、もう少しやりようがあるだろうとか、もう少しいい提案が、管理する側から出るんじゃないのかという部分もあるかと思いますが、それについては、管理方法は今の状態でも、管理の方法をこういうふうにしてくださいというような依頼を出せば、そのような管理方法には、いい管理方法にはなっていくんだろうというふうに思います。

以前からの流れからすると、悪くなって使いづらいという声がそれほどなかった部分もあると思うので、できるだけあそこ——光と風を利用される一般の人、また、スポーツ団体の方からも、「こうすべきだ」というね、意見をいただければ、そのような、利用する側にとっていい使い方の方法を、今の担っていただいているシルバーさんにもお願いをしていくしかない。それで、「できる」「できない」は、できなければ、できるところに、今度は考えるしかないということにもなってくるかと思っています。

ぜひ、いろんな部分も、街灯も今度はもうね、ご存じのように、太陽光でLEDやるようになりましたし、それから野球場のスコアボードですか、あれも壊れたところもそれぞ

れ直したり、それから壁打ちのテニスコートのほうも、それぞれ指摘があれば、早急に直すようには取り組んで来ております。また、野球場っていうか、グラウンドですか、グラウンドがね、どうしても水がたまるっていう話が前ありましたけれども、あそこは、一応は、あそこを開発するときに、雨が一気に高橋川のほうに流れていかないように、一応、あそこが災害にならないような、一時、水の調整をする場所ということで、光と風の丘の運動の部分は認可をされたという経緯があるそうです。ですからその辺も含めると、運動公園だから雨が上がったらすぐ使えるようにっていう話もあったんですけども、そういう使い方の趣旨であそこができたのではないっていうのも、以前、そういう話があって、私も、最初の開発のときの経緯がそこにあるということがわかったので、それは使う——利用する方にも、雨の後の部分はちょっと理解をしてお使いいただくっていうことにしてあります。

そういうことで、いろんな意見をもらうから、いろんな対策を講じながら、村民が、またスポーツ団体が使いやすい施設のあり方をつくり上げていければというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本広司君） 村長、ご答弁ありがとうございました。

シルバー人材センターさん、さまざまな村との関係上、いろいろあるんでしょうけど、最適とお考えと、若干推察するに至っていますけどね。村の予算を入れている部分がございますんで、仮にパーツパーツごとで契約ができるのであれば、ここすぐ、次の年云々ではなくて、先見て、数年後とかいろんな形で業者が入ってこられればという部分もあるので、もちろん、安かろうよかろうが一番いいんですけどもね、経費がかかるよりは、かからない程いいわけですけど、それでなおかつ、よかろうというのは、これが難しいところですから、いろんな面でよりよい精査と、そして検討していただいて、今後の村のためにという形で取り組んでもらえればなあと思います。

それではじゃあ、二つ目の質問に入りたいと思います。

みほふれ愛プラザの交流人口についてでございます。

まず、2階研修室と多世代交流サロンの稼働状況について、お伺いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えをいたします。

地域交流館2階の研修室と多世代交流サロンの稼働状況についてお尋ねをいただきました。

平成31年4月から令和元年11月末の状況をお答えいたします。

地域交流館は午前9時から午後6時まで使用できます。2階にあります研修室の利用者数は3,528人、多世代交流サロンの利用者数は1,257人となっております。情報コーナーの利用者1万813人と合わせますと、1万5,598人の方に利用していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本広司君） ご答弁ありがとうございます。

過去の、逆に去年ですか、その前のがわかると本当に一番よかったんですけど、どれくらい——基本的にふえているのは確信しておりますのでですね。

そしたら次に、2番目としまして、また同じような感じですけど、子育て支援センターの稼働、かつ利用者数についてお示してください。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

子育て支援センターの稼働・利用者数についてお尋ねをいただきました。

平成31年4月から令和元年11月末の状況をお答えいたします。子育て支援センターの新規登録者は140人、利用児童は4,337人、保護者が3,303人で、合計は7,640人となっております。わんぱくルームの利用者2,245人と見学者807人を合わせますと、利用者の合計は1万692人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本広司君） 答弁ありがとうございます。

これも、新規の登録者数の数等々も含めまして、かなり、年々、いろんな、令和元年度の、ことし4月からですけども、かなりの伸び率でふえているというのは確信しております。

今の二つの答弁で、それこそ今度はおりませんが、私、過去の前年度がどうのこうのとか申し上げておりませんが、ちょっと、今回のこの三つ目の、今後のあり方の部分に、ちょっとつなげるのに質問した部分がございます、以前私は——皆さんも、中には見た方もいらっしゃるようですが、「ストリートピアノ」ってやつですね。要するに、駅ですとか空港へピアノを置いて、それを、要するにいろんな人に弾いてもらおうと、自由に弾いてもらおうってやつです。私、6月ごろにそれを最初見ましたんですけども。これ、ヨーロッパの駅の構内にピアノを一台置くわけです。それを、誰でも自由に弾けるわけです。そこには、みんなが自由に弾いて、聞いていて非常によい光景だったんです。最近では日本のどっかの駅とか、どっかの市役所だったのでしょうか。そこも、この12月ごろやったようです。はい。

一概にヨーロッパ等々だと大陸続きの多種多様な民族人種が住む欧米などではですね、そこと我々の、この島国の日本を比較するのは難しい面もあります。しかし、フレンドリーな日本人も結構いるものです。最たるものという言葉がありますけど、中島村長ほど、この言葉に当てはまる、フレンドリーな人はいないんじゃないかと思っているところがございます。

そこで、ふれ愛プラザのホールにもですね、同じように、誰でも自由に弾けるピアノを置いて、先ほどお示しいただいた、子育て支援センターであったり、2階の多世代交流サ

ロンだったり、かなりの来場者が来ていらっしやるわけなので、そういった、例えば来た人、もしくは、お母さん方とか演奏することによって、また違った意味で、新しい交流が生まれるんじゃないかなと。オープンで開かれたイメージがですね、そこに想像できるんじゃないかなというふうに考えます。ホールの雰囲気もよくなるであろうかなと。

ピアノの設置について、これはあくまでも私の提案とさせていただきますので、できれば、また村長出番であれですけど、どうお考えでしょうか。そういった提案には、はい。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） ふれ愛プラザの1階のホールに、塚本議員のほうから、ヨーロッパの方とか日本でもね、ピアノを置いてっていう、そういう話題性があるところがありますけども、ご存じのように、ふれ愛プラザの1階は、今、直売所のかあさんの台所でつくったものを、直売所のほうでは食べられないので、外に、ホールのテーブルがあるところで食べたりもできるようにしてあります。

去年の選挙ね、首長・議員の選挙もそうでしたし、参議院議員の選挙もありましたから、期日前投票を、役場で前はやっていたんですけども、ふれ愛プラザの1階でやるようにしたら、ある程度投票率も、ふれ愛プラザの直売所、またカスミさんがありますので、そういうところに買い物のついでに投票ができるっていうことで、役場でやるよりは、向こうのほうに期日前投票を持って行ったら、かえって投票率が上がるということで、そういう使い方もあります。

今言ったようにもね、4月から11月は1万690何人も、あそこの子育て支援のほうは利用されてるといふことでもありますので、BGMでこう流れているのは以外と気にならないんですけども、あそこで、名ピアニストが来て弾くっていうことになると、みんなうっとりして、観衆ももっと聞く人も、多分来るんだろうと思いますけれども、食べる人もいれば子供を預けに来る人もいて、いろんな環境の中で、そういうものが果たしてあの場にマッチングするか、もっともっと広い場所があって、自由に行き来ができるスペースがあるところであれば、ピアノを置いても効果はあるのかなというふうに思いますけれども、今の広さだとちょっと、どうかなっていうのは、まだ、そういう事実験っていうか、やったこともないので、それがいいとも悪いとも何ともお答えができないのですけれども、なかなか私は難しいかな。選挙のときにも、それはどかしておかないと期日前投票ができないという——それから、年に何回か「まちの保健室」的な部分で、あそこを開放して医大の先生が来て、あそこで診てくれるというやつもあります。

だから、BGM的にスピーカーから流れてくるぐらいだとそんなにね、煩わしく感じない人もいるでしょうけれども、あそこで——ピアノを、小学生からみんな習って上手な方ばかりが弾けるのであれば、それはいいのかもしれないけれども、不特定多数の、誰でも騒がれるとなると、誰が管理するのかなという部分も出てくるかと思います。面積がもう少し広くてあれば、それはいいかもしれません。

今、マルシェを夏から秋にかけて——今月も、今度の土曜日かな、カスミさんのほうはやりたい。来年の年越しの時期にも、カスミさんはマルシェ風にしてやりたいという——あそこの外側をうまく使って村民に来てもらう。来てもらわなければね、お店のほうも売り上げが上がらないし、直売所も、それなりに売り上げが上がるのは、まずは来てもらうということなので、いろんな方法で、村民にふれ愛プラザのほうを利用しながら、あの場所をもう少しにぎやかにできればいいかなというふうに思います。

多分、来年には、隣のB地区のデベロッパーがもうほぼ、決まったような話は聞いておりますので、もう少しにぎわいが、今度はまた出てくるのではないのかなというふうには思っております。

ぜひ、いろんなアイデア、また、それを動かさなくても、そこににぎわいができるような議員からの提案があれば、あそこを管理してくださっているのは、子育て支援課長が一応全体的には見てくれているし、その辺も含めて——やっとなら3年、今度3月、来年3月でJAさんをお願いしている部分が3月で一応、最初からの3年間になりますので、JAさんが2月ごろには、次年度の部分を考えて、村には継続してやるかどうかというのは、今のところまだ返事はないんですが、多分、茨城かすみ単体ではなかなかあれだけど、今度は土浦市、龍ヶ崎市とJA茨城かすみ、三つが合併したJAさんになるので、規模は茨城県で2番目に大きい組織になるというふうには聞いております。そういう意味でも、よそのJAさんのノウハウも入れて経営をしていただければ、直売所も、もう少しいろんな商品がそろえられたりするし、そうすると、もう少しあそこの利用者がふえるから、1階も、もう少し変わってくるかなというふうに思います。

置ける条件がそろそろすれば置いてはみたいですが、果たしてそれが、いろいろあそこの調査をした中で、いいか悪いかってのは、今ここで私が判断するわけにはいきませんので、外のお祭りも含めて盛り上げていきたいというふうに思っておりますので、中も外もいろんな提案をしていただければ、村のにぎわいの場所になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、世界各国を歩いている議員だから、いろんなところを勉強して、村に情報をもたらして、にぎわいをつくる助言をしていただければというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本広司君） ご答弁ありがとうございます。

全国の観光地の観光施設において、あくまでも民間の施設です。私もいろんな、全国さまざまな民間施設の栄枯盛衰を見てきましたけれども、民間は利益を生むのが必要と、最低条件ですけど、公的な、公の施設とかとは、比較自体はすることができません。それでもまあ、知恵を絞りあいながら、利用者が喜ぶようなものにしていきたいと、人は大概、誰でも思っていると思います。

今回、私の一つのアイデアとして、これは考えていただき、ピアノの件、そのスペースキャパの部分もあると思うんですけど、電子オルガンなんかはちょっと音は絞られるとい

うことでしたけど、そこにいる、交流している人たちがそれをいかにして聞いてくれるかというのがやっぱりありますので、その辺は再考の余地があるんだろうなというふうなことを私考えまして、私のほうからの一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

本日予定されていましたが一般質問は全て終了いたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、美浦大学の生徒さんの皆様には、午後の傍聴大変お疲れさまでした。

午後2時40分 散会

**令和元年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号**

令和元年12月20日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第4号 工事請負変更契約の締結について
(大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事)
- 議案第5号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 議案第6号 美浦村附属機関設置条例
- 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第8号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 美浦村下水道条例等の一部を改正する条例
- 議案第10号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 令和元年度美浦村一般会計補正予算(第4号)
- 議案第12号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第14号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第15号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)
(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 議案第16号 令和元年度美浦村一般会計補正予算(第5号)
- 議員派遣の件
- 閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	山崎	幸子君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	小泉	嘉忠君
7番	塚本	光司君	9番	飯田	洋司君
10番	林	昌子君	11番	小泉	輝忠君
12番	沼崎	光芳君			

1. 欠席議員

8番 岡沢 清君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	糸 賀	正 美 君
総 務 部	長	平 野	芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田	正 己 君
経 済 建 設 部	長	山 口	栄 美 君
教 育 次	長	木 鉛	昌 夫 君
総 務 課	長	青 野	克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野	眞 照 君
収 納 課	長	柳 堀	浩 君
住 民 課	長	嶋	洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	濱 田	勘 木 君
福 祉 介 護 課	長	吉 原	克 彦 君
健 康 増 進 課	長	藤 田	良 枝 君
国 保 年 金 課	長	鈴 木	章 君
都 市 建 設 課	長	吉 田	公 一 君
経 済 課	長	木 村	光 之 君
生 活 環 境 課	長	圓 城	達 也 君
上 下 水 道 課	長	埜 口	哲 雄 君
学 校 教 育 課	長	小 山	久 登 君
子 育 て 支 援 課	長	福 田	浩 子 君
生 涯 学 習 課	長	栗 山	和 男 君
幼 稚 園	長	坂 本	千 寿 子 君
大 谷 保 育 所	長	保 科	八 千 代 君
木 原 保 育 所	長	永 井	弘 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

ただいまから、令和元年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。
直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第5号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第6号 美浦村附属機関設置条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第8号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第9号 美浦村下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第10号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって本案は、本案は原案のとおり可決することに決定をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第11号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○11番（小泉輝忠君） 質問いたします。

東京医科歯科大学病院跡地の利用についてですけれども、平成28年7月28日、「東京医科歯科大学病院跡地購入整備について」ということで、全員協議会を開いております。水戸財務事務所売買金額提示額478万円の提示があり、そのときに建物の撤去経費、土壤汚染鉛の部分の撤去経費といろいろありました。

そして、9月下旬から平成29年3月にかけて、活用基本構想策定と建物保存の可否や具体的な施設の整備計画、基本構想策定業務概要としましては、基礎調査が不十分な状況にあり、調査した上で土地利用の方向性を示す。また、貴重な産業遺産が点在しており、部分補修で利用が可能となる施設がある一方で、侵食が激しい庁舎本部の天井部分については、応急処置等が必要とされるというようなことが明記されております。また、住民のニーズの調査についても、平成29年12月、そして、翌年の平成30年2月には地区説明会をするというような予定があるというようなことを確認しました。

基本構想策定業務報告書には、活用に留意すべき資源として、霞ヶ浦の雄大な景観が水上アクティビティ、ドローンの訓練等、つくば霞ヶ浦りんりんロード等が位置づけられているということが載っております。指令本部については、耐震補強、補修を行うことで、展示物施設や事務所等、多様な計画が可能であるというようなことも明記されております。今後の課題として、状況の把握と改修費用の把握が不可欠であると、旧本部庁舎、ボイラー棟、発電機棟、車庫。これらは、老朽化調査、耐震補強の検討が必要であるということも載っております。本部庁舎の応急補修についても、当時から危惧されておりました。

具体的な計画をする前に、方向性がはっきりしない現時点で150万円もの補正を――

〔「1,500万円」と呼ぶ者あり〕

○11番（小泉輝忠君） すみません。1,500万円もの補正をするのが妥当であるかどうか。方向性が、これによって決まってしまうのではないか。

また、ニーズの調査においては、「現状のまま」と答えた人が6.4%、生活等、いろいろなことを考慮すると70.2%、このまま残した場合と、残さない場合、興味についても、約半々の状況であります。

これらを考慮した場合には、ここで1,500万円の補正が妥当かどうか、その辺を確認したいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 小泉輝忠議員の質問にお答えいたします。

方向性が決まらないままで、今回の防水塗装工事1,500万円の支出が妥当かどうかということで、お尋ねをいただきました。

村としましては、総務委員会、あるいは前回の、あの……一般質問でもお答えしているところではございますけれども、老朽化が激しくなっておりますので、現状維持をさせていただきたいということで、今回ですね、最低限の雨漏り工事——雨漏りをとめる工事をさせていただきたいということで、早急にやりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 小泉輝忠君。

○11番（小泉輝忠君） 今、部長のほうから説明がありました。

私は、この計画が即実施されるというか、反対しているわけではなくて、現時点では、どうかなっている部分があって、質問をしました。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 私も同じく、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の屋上防水塗装工事1,500万円強に対しての質問です。

やはり、私たち議員には、この史跡を残すのか、壊すのか、そういった方向性がはっきりとしたことが出されないまま、この1,500万円の工事、そして、この工事に充てるお金としてクラウドファンディングで寄附を募って、その寄附を——これに寄附が集まったときにはそれに充てるというお話、そういったご説明だったんですけど、これが、寄附が集まらなかった場合には、そうするとこの1,500万円強のお金は美浦村の持ち出しっていうことになるんでしょうか、そのことに関してお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

今回の病院屋根補修工事の財源といたしまして、補正予算のほうにはガバメントクラウドファンディングとして事業を行い、補正額としては1万円ということでお願いをさせて

いただいたところでございます。ガバメントクラウドファンディングに関しましては、昨今、数百の市町村が目的を定めまして、それに対して国民の皆様より寄附をちょうだいするという事業として定着をしてきておるところでございます。

本村におきましては、これまで実績がなかったところでございますが、今回の屋根補修に関しましては、先ほど部長のほうで答弁をさせていただきましたとおり、当面、屋根を補修させていただいて、まず建物保全するという目的が明確であったということで、ガバメントクラウドファンディングの事業との信頼性があると、事務局の方で考えさせていただきましたまして、準備をさせていただいて、補正予算をお願いをしたところでございます。

議員ご指摘のとおり、事業費といたしましては1,500万円を超える事業となっておりますところでございますが、ガバメントクラウドファンディングの性質といたしまして、その額が当然到達しないことが多々ございます。その場合には、議員ご指摘のとおり、一般会計からの歳出が充てることになるということになります。

これに関しましては、本当にやってみないと結論がわからないということでございまして、全額を一般会計で充てることよりも、少しでも一般会計の歳出を抑えるという目的でガバメントクラウドファンディングという手法をとっていきたいというふうな考えで、今回の補正予算をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 私もこの1,500万円強っていう大きな金額なので、もう少し、じっくりとこれを、史跡を残すのか、壊すのか、もうちょっとそこの部分を詰めて、それからでもいいんじゃないのかなと、そうすると、そんなに長い先ではなくても、もうちょっとそこの部分を詰めたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑ございませんか。

沼崎光芳君。

○12番（沼崎光芳君） それでは私のほうからも、同僚議員と同じ霞ヶ浦病院跡地について質疑させていただきます。

今、2人の議員から質疑がありましたけれども、私はもう、この1,500万円という金額については、今回の一般会計補正予算というのは見送るべきじゃないかという立場で質疑させていただきます。

全員協議会、総務委員会等で説明をしていただきましたが、やはり議会の方に十分な説明ができていないという段階で、この金額を算出するのは少しおかしいんじゃないかということで質疑させていただきます。

この建物に関しましては、全員協議会で質問させていただきましたところ、専門家——建築の専門家には見ていただいているという中で、この防水工事——ある一定の業者に見ていただいて、見積もりをしてもらったというだけの説明でございました。この防水工

事だけで、この建物が十分——今後10年なのか20年なのか、もつような、そういうことができるのか、そういったところも、ちょっと疑問に思っております。

また、この建物を直すということは、先ほどありましたとおり——この前の一般質問でもありましたとおり、村長が言っていた横型のボイラーとか煙突だとか倉庫だとか、そういった数々の付随する建物——今後、その建物も随時、残すために補修をしていくのか。そのために何千万、何億円というお金がこれから使われていくのか、そういった不安も、議会の中でも、住民の中からもあります。

やはり、先ほど同僚議員からあったように、やはり一定のこの病院跡地、4.3ヘクタールを、これからどういったものにしていくのかというのを、最初のスタートのとおり、住民、そして議会にしっかり説明をして、その中でやるべきじゃないのかなと思います。

このクラウドファンディングに関しても、本来であれば、今まで執行部においては、議会に対して丁寧な説明をしてから始めていたのかなと思ったのですが、今回クラウドファンディングがいきなり出てきたものですから、これ集め——今の答弁であったように、集まらなかったら、一般会計から出せばいいんだよという考えでやられますと、今後また別の案件に対しても、このような形で出してくるのかということになりかねませんので、やはり、今、ちまたではやっているからと、やって成功しているからということではなくて、やはり議会に対してしっかりと説明をしてから進めていくべきじゃないのかなと思いますので、その辺を答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） ただいまですね、議題となっております、議案第11号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第4号）に対しまして、歳出予算、総務管理費に係る補正額1,544万3,000円を削除をするため、所要の予算修正を含め、修正動議を提出いたします。

○議長（下村 宏君） 修正動議が出されました。

ここで暫時休憩をしたいというふうに思います。

40分を再開いたしますのでよろしく願いをいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対して、北出 攻君ほか8人から、お手元に配付しました修正の動議が提出をされました。

これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

北出 攻君。

○3番（北出 攻君） 議案第11号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第4号）に対する修正案についてご説明を申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思います。

第1条第1項中「7,831万5,000円」を「6,287万2,000円」に、「59億6,819万1,000円」を「59億5,274万8,000円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。

歳入、款 18寄附金 項 1 寄附金、補正額1,026万円を1,025万円とし、計1億649万8,000円に、款 19繰入金 項 2 基金繰入金、補正額416万1,000円をマイナス1,127万2,000円とし、計1億41万1,000円とするものでございます。

歳出では、款 2総務費項 1 総務管理費、補正額3,130万2,000円を1,585万9,000円とし、計5億2,964万9,000円とするものでございます。

東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地利用につきましては、執行部の考える方向性は理解できるわけでございますけれども、本部棟、その他の施設を含め、どのような方向で進めていくべきか、議会、執行部で十分な議論をしていない状況であるととらえております。

さらに、建物の屋上防水塗装工事に係る補正額1,544万3,000円の工事費につきましては、調査検討、設計、積算も十分に精査した上で提出されたものとは捉えることはできません。

また、充当財源についても、寄附金頼りで未確定な予算であることから、寄附金がなければ一般財源からの支出となります。

なお、建物自体は戦前の建物であり、かなりの年月が過ぎております。

地域における貴重な戦争遺産として活用するには、何らかの手を加えなければならないことは理解をするわけでございますけれども、そのためにも、調査検討をしっかりとしていただいた上で、利用計画を立て進めていただきたい。

以上の理由により、工事費の本定例会提出は時期尚早であると判断し、一般会計歳出予算、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費、屋上防水塗装工事に係る補正額1,544万3,000円を削除いたしたく、関連する所要の予算を修正する案につきまして、議員9名により提出するものであります。

以上、提案理由をご説明を申し上げます。

議員各位には、ご審議の上、適切な決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
○議長（下村 宏君） 修正案に対する質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対しましては、修正案が提出されておりますので、討論の順番は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順にいたします。

よろしいですか。

もう一度言います。

修正案が提出されているので、討論の順番は、原案の賛成者原案及び修正案の反対者から先に、次に、原案賛成者、修正案賛成者の順にしたいというふうなことでありますので、ご理解をお願いします。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論なしと認めます。

討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

これより、議案第11号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第4号）に対する北出攻君ほか、8人から提出された修正案について、挙手により採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、修正案は可決することに決定をいたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決することに決定をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第12号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第13号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第14号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第15号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算
（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

11時05分に再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議案第16号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第5号）が提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程を配付いたします。

事務局。

〔追加日程配付〕

○議長（下村 宏君） 追加日程第1 議案第16号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提出者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第16号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

追加議案書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算では、児童の安全確保を図るため、大谷小学校の送迎バスにつきまして、より安全なバスを用いての運行を実施したいと存じますので、現行の運転委託予算にかかわる不足分等についての予算の補正を、追加議案としてお願いするものでございます。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ133万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を59億5,408万7,000円とするものでございます。

続きまして、第2条 債務負担行為の補正では、前号の一般会計補正予算でご承認いただいた、バス運行業務委託料、大谷小学校ですけれども、債務負担行為について、6ページの第2表のとおり、債務負担行為の補正をお願いしております。

それでは、ただいま申し上げましたことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

教育費の小学校費となります。

学校管理費の小学校運営事業費で、大谷小学校送迎バス運転委託料133万9,000円を追加計上しております。こちらにつきましては、冒頭で申し上げました理由によりまして、今回、追加計上をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

9ページに戻ってお開きいただきたいと思います。

繰入金の基金繰入金でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして、財政調整基金から繰入金133万9,000円を追加計上させていただいております。

以上、令和元年度一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 現行、今までも大谷小の送迎バスっていうのは出ていたわけですよ。これ、追加になったのはどういった——その内容的なものがちょっと、いまいちよくわからないんですけど。

○議長（下村 宏君） 学校教育課長 小山久登君。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

現在、大谷小学校の通学バスにつきましては、平成18年度に保育所から移管がありましたマイクロバスで運営をしております。今現在行っております児童の安全の確保を総合的に勘案いたしまして、1月からは中型バスでの運行を考えておりまして、その経費の不足分といたしまして、今回、補正予算を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） よろしいでしょうか。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ちょっと確認なんですけど、そうしますと今までは——以前、保育所で使っていたバスで送迎を行っていたものを、保育所で使っていた送迎バスを使わずに、中型バスを委託して、それで送迎をするっていうことなのでしょうか。

お願いいたします。

○議長（下村 宏君） 学校教育課長 小山久登君。

○学校教育課長（小山久登君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりでございます。今後はバスの委託も、借り入れるというか、リースも含めまして、一括で運用する見込みでございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） すみません、何度もすみません。

そうしますと、もうこれから今後も、新年度になってからも、ずっとそういった形で、中型バスのリースっていう形になるのでしょうか。それで、保育所のバスはもう使えない状況だからっていうことなののでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

バスにつきましては、これまでは村所有のバスを使っておりました。今回より児童の安全を図るために、業者の方からバスをお借りして、当面3カ月間、運用させていただきま

す。

新年度につきましては、購入またはリース、それも含めまして、ずっと業者の方から中型バスを借りて運用するように考えてございます。

以上です。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） 短い間での費用のようではすけれども、きっと多分、随契なのかなと思うんですけれども、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

1月からの運行を考えておりまして、時間的な余裕がないことと、それから運転業務を、現在、業者のほうに委託しておりますので、その運転業務に従事している会社のほうに、リースのほうを随意契約で委託したいと考えてございます。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

本案については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、タブレットに配信のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 日程第14 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。
議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りをいたします。

本案は、各委員長の申し出のとおり、調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和元年第4回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 岡 沢 清

署 名 議 員 飯 田 洋 司

署 名 議 員 林 昌 子